

宇和島市 障がい者計画・ 障がい福祉計画（第6期）



はじめに

本市では、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体的に策定しており、現在は、平成30年に策定した「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第5期）」により障がい者福祉施策を推進しております。

近年、国においては、「障害者差別解消法」の施行や「障害者総合支援法」「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」の改正等による障がい者の権利擁護や支援の充実、介護保険法等の一部改正による地域包括ケアシステムの強化、「障害者文化芸術活動推進法」による文化芸術活動、「ユニバーサル社会実現推進法」等による「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」など、障がい者支援の充実に向けた多様な取組が推進されています。

このような状況の中、本市では、障がい者施策の基本的な方向を定めた「宇和島市障がい者計画」と、障害福祉サービス等を計画的に提供するための方策を定めた「宇和島市障がい福祉計画（第6期）」を一体的に策定しました。

本計画では、前期計画で掲げた基本理念である「うわじま ノーマライゼーションプラン」を引き継ぎ、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会、自分らしく暮らすことができる社会を目指して、国や県をはじめ関係機関・団体等との連携を図りながら、各種施策に取り組んでいきたいと考えております。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「宇和島市障がい者計画及び障がい福祉計画検討委員会」の委員の皆様や関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、並びに関係各位に対し、心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

宇和島市長 **岡原 文彰**

～ 目 次 ～

第1部 計画の概要と現状	1
第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	4
1 人口等の動き	4
2 障がいのある人の状況	5
3 障がい者アンケート調査結果から読み取れる課題	15
4 ヒアリング調査結果から読み取れる課題	27
第2部 障がい者計画	34
第1章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念と基本目標	34
2 施策の体系	37
第2章 施策の展開	38
基本目標1 障がいへの理解促進と配慮	38
基本目標2 差別の解消及び権利擁護の推進	40
基本目標3 情報アクセシビリティの向上	42
基本目標4 保健・医療体制の充実	43
基本目標5 地域生活への支援	45
基本目標6 雇用・就業への支援	48
基本目標7 障がいのある子どもへの支援の充実	50
基本目標8 社会参加の促進	53
基本目標9 安全・安心な生活環境づくり	55
第3部 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画	58
第1章 第5期及び第1期計画の進捗状況	58
1 成果目標の進捗状況	58
2 第5期障がい福祉計画の進捗状況	61
3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況	65
第2章 基本指針の見直しについて	66
第3章 成果目標の設定	70
1 施設入所者の地域生活への移行	70
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	71
3 福祉施設から一般就労への移行等	72

4	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築-----	74
5	障がい児支援の提供体制の整備等-----	75
6	相談支援体制の充実・強化等-----	76
7	障害福祉サービスの質を向上させるための取組-----	77
8	発達障がい者等に対する支援-----	77
第4章	障害福祉サービスの見込量と確保方策-----	78
1	訪問系サービス-----	78
2	日中活動系サービス-----	79
3	居住系サービス-----	80
4	相談支援-----	80
5	地域生活支援事業-----	81
第5章	障害児福祉サービスの見込量と確保方策-----	82
1	障害児通所支援-----	82
2	障害児相談支援-----	83
第4部	計画の推進-----	84
第1章	計画の推進体制-----	84
1	庁内連携体制の強化-----	84
2	関係機関との連携の強化-----	84
3	感染症対策への配慮-----	84
第2章	計画の周知及び点検・評価-----	85
1	計画の周知-----	85
2	計画の進行管理-----	85
資料編	-----	86
1	宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）検討委員会委員名簿---	86
2	宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱-----	87
3	宇和島市障害福祉計画検討委員会設置要綱-----	89
4	策定経過-----	91
5	用語解説-----	92

第1部 計画の概要と現状

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成30（2018）年3月に、令和4（2022）年度までを計画期間とした「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、障がい者福祉の方向性が示されました。この計画では、その基本理念について「共生社会の実現」をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。

この計画は「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念に基づいた「障害者権利条約」との整合性も図られており、これまで以上に、障がいのある人の社会参加を促進するための取組が重要となっています。また、平成30（2018）年4月から随時施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）」の改正により、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。

愛媛県においては、令和2（2020）年3月に、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「第5次愛媛県障がい者計画」が策定されました。この計画では「全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる共生社会の実現」を基本理念として掲げ、様々な取組を推進しています。

本市では、平成27（2015）年3月に「障害者基本法」の規定に基づく「宇和島市障害者計画」（以下「前期計画」といいます。）を策定し、その基本理念を「うわじま ノーマライゼーションプラン」と定め、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成30（2018）年3月には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「児童福祉法」といいます。）の規定に基づく「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第5期）」（以下「第5期計画」といいます。）を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援にかかる施策を計画的に推進してきました。

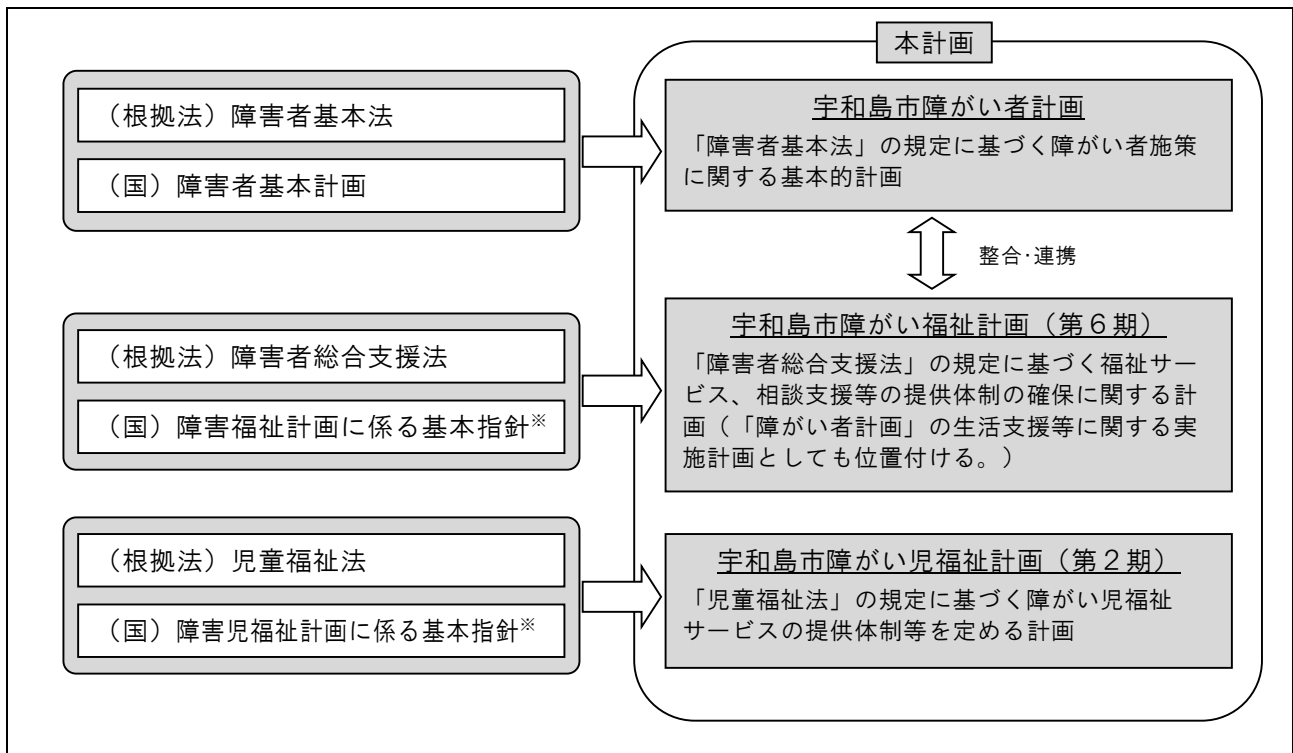
両計画は、令和2（2020）年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）」（以下「本計画」といいます。）を策定します。なお「第5期計画」には「宇和島市障がい児福祉計画（第1期）」も一体的に策定しており、「第6期計画」においては「宇和島市障がい児福祉計画（第2期）」を一体的に策定します。

2 計画の位置付け

本計画における「宇和島市障がい者計画」は「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」で、障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方「宇和島市障がい福祉計画（第6期）」は「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体としたもので、本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量及びその確保方策などを定める計画です。

本計画は、国や県の計画を踏まえ、本市の最上位計画である「第2次宇和島市総合計画」をはじめ「宇和島市地域福祉計画」「宇和島市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「第2期宇和島市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮します。

【計画の位置付け】



※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号、最終改正:令和2年厚生労働省告示第213号)

3 計画の期間

「宇和島市障がい者計画」の対象期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間、「宇和島市障がい福祉計画（第6期）」及び「宇和島市障がい児福祉計画（第2期）」は、根拠法の規定により令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
宇和島市障がい者計画				宇和島市障がい者計画(本計画)					
宇和島市障がい福祉計画	第5期			第6期(本計画)			第7期(見直し)		
宇和島市障がい児福祉計画	第1期			第2期(本計画)			第3期(見直し)		

4 計画の策定方法

(1) 検討委員会における協議及び市民意見の反映

本計画の策定に当たっては、関係団体、組織の関係者などから構成される「宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」において、計画の原案を専門的な立場から審議し、その提言を計画に反映しました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く市民から意見を募りました。

(2) 市民アンケート調査の実施

障がい者のニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、市内の障害者手帳所持者等に対し、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

調査対象	○ 市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者、障害児通所支援受給者
調査期間	令和2(2020)年8月
調査方法	郵送配布～郵送回収
配布数	500 件
有効回収数	221 件
有効回収率	44.2%

(3) 関係団体調査の実施

市内の障害福祉サービス提供事業所及び障がい者支援関係団体を対象とし、現状やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリングシートによる調査を実施し、10事業所、7団体から回答をいただきました。

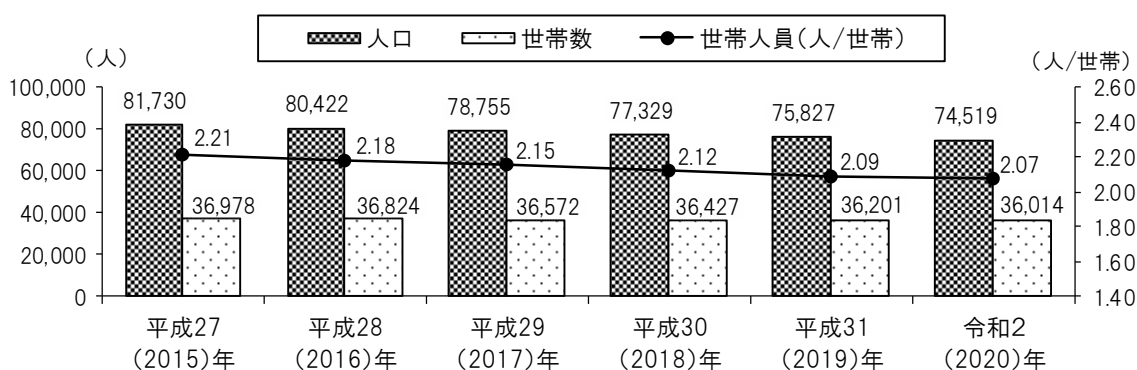
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口等の動き

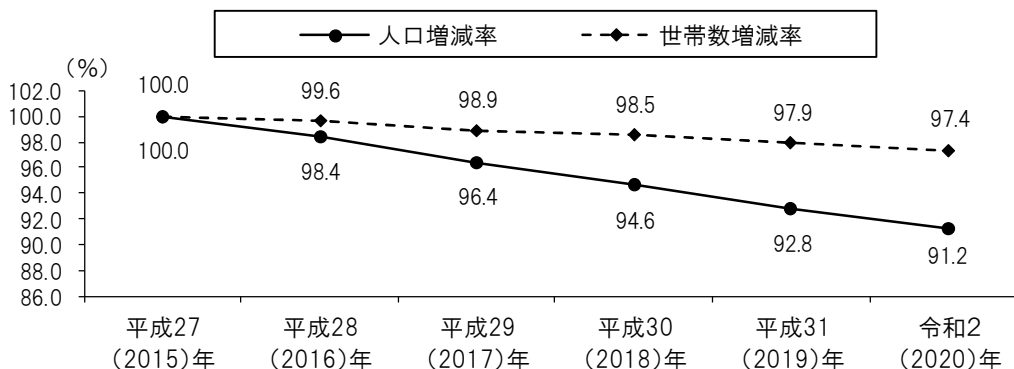
本市の人口は、減少で推移しており、令和2（2020）年1月1日現在74,519人（平成27（2015）年を100.0とした場合91.2）となっています。また、世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成27（2015）年の2.21人から令和2（2020）年で2.07人と、緩やかに小家族化が進行しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳、15～64歳の人口は減少しており、高齢化率は令和2（2020）年で38.7%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成27(2015)年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

【年齢3区分別人口の推移】

単位(人)	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
合計	81,730	80,422	78,755	77,329	75,827	74,519	91.2
0～14歳	8,966	8,668	8,325	8,039	7,842	7,564	84.4
15～64歳	44,458	43,141	41,618	40,358	39,143	38,135	85.8
65歳以上	28,306	28,613	28,812	28,932	28,842	28,820	101.8
高齢化率(%)	34.6	35.6	36.6	37.4	38.0	38.7	-

注：増減率は平成27(2015)年を100とした場合の令和2(2020)年の割合を示している。

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

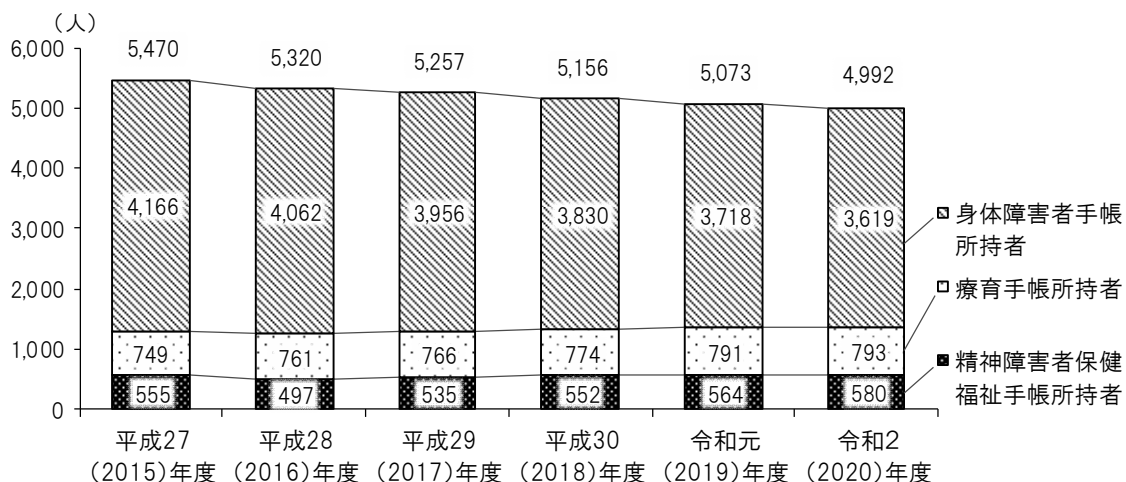
2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、近年は緩やかな減少で推移しており、令和2（2020）年度は4,992人となっています。

手帳の種類別でみると、令和2（2020）年度は「身体障害者手帳所持者」が3,619人と最も多く、全体の7割以上（72.5%）を占めています。「療育手帳所持者」は793人（全体に占める構成比15.9%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は580人（同11.6%）となっています。平成27（2015）年度からの推移では、「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
障害者手帳所持者数 合計	5,470	5,320	5,257	5,156	5,073	4,992	91.3
身体障害者手帳 所持者	4,166	4,062	3,956	3,830	3,718	3,619	86.9
療育手帳所持者	749	761	766	774	791	793	105.9
精神障害者保健 福祉手帳所持者	555	497	535	552	564	580	104.5

注：増減率は平成27(2015)年度を100とした場合の令和2(2020)年度の割合を示している。(以下同様)

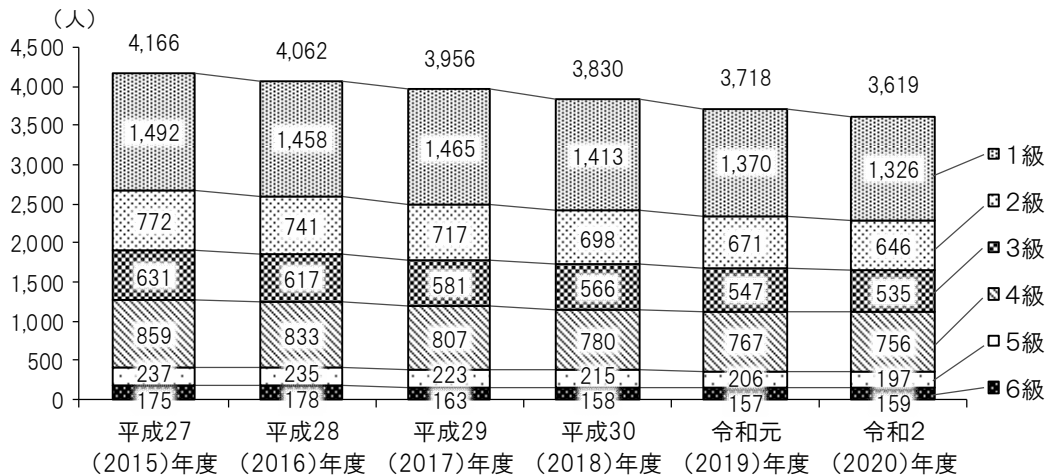
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係(各年度4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は7月1日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和2（2020）年度は3,619人となっています。

等級別で見ると、令和2（2020）年度は「1級」が1,326人と最も多く、全体の3割以上(36.6%)を占めています。次いで「4級」が756人(全体に占める構成比20.9%)、「2級」が646人(同17.9%)の順となっています。年齢別では、65歳以上が8割近く(77.4%)を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
身体障害者手帳 所持者数合計	4,166	4,062	3,956	3,830	3,718	3,619	86.9
1級	1,492	1,458	1,465	1,413	1,370	1,326	88.9
2級	772	741	717	698	671	646	83.7
3級	631	617	581	566	547	535	84.8
4級	859	833	807	780	767	756	88.0
5級	237	235	223	215	206	197	83.1
6級	175	178	163	158	157	159	90.9

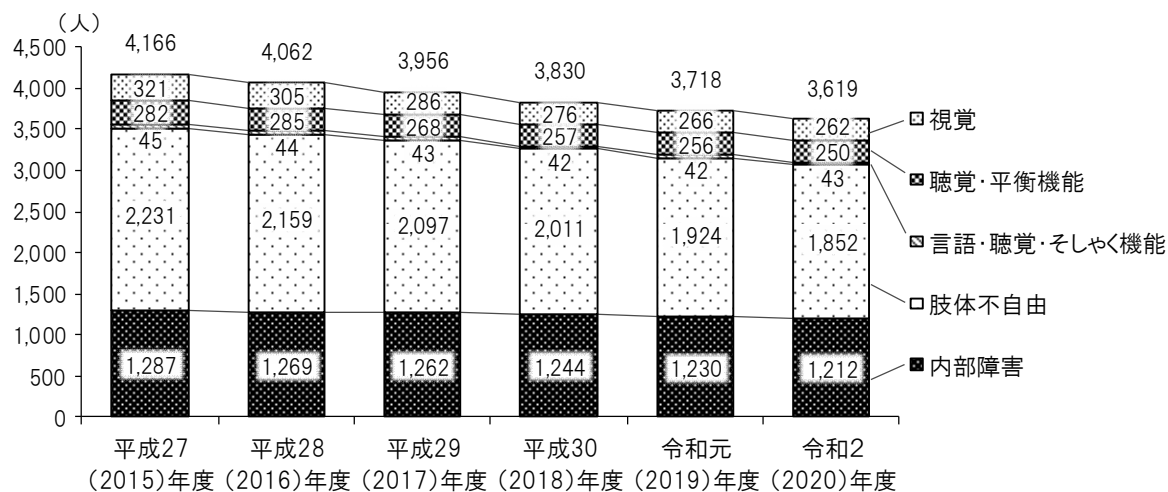
【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	4,166	4,062	3,956	3,830	3,718	3,619	86.9
18歳未満	46	48	47	46	43	37	80.4
18～64歳	1,018	967	911	872	842	781	76.7
65歳以上	3,102	3,047	2,998	2,912	2,833	2,801	90.3

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係(各年度4月1日現在)

障がい種類別でみると、令和2（2020）年度は「肢体不自由」が1,852人と最も多く、次いで「内部障害」が1,212人、「視覚」が262人の順となっています。平成27（2015）年度からの推移では、「肢体不自由」の減少が目立っています。

【障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	4,166	4,062	3,956	3,830	3,718	3,619	86.9
視覚	321	305	286	276	266	262	81.6
聴覚・平衡機能	282	285	268	257	256	250	88.7
言語・聴覚・そしゃく機能	45	44	43	42	42	43	95.6
肢体不自由	2,231	2,159	2,097	2,011	1,924	1,852	83.0
内部障害	1,287	1,269	1,262	1,244	1,230	1,212	94.2

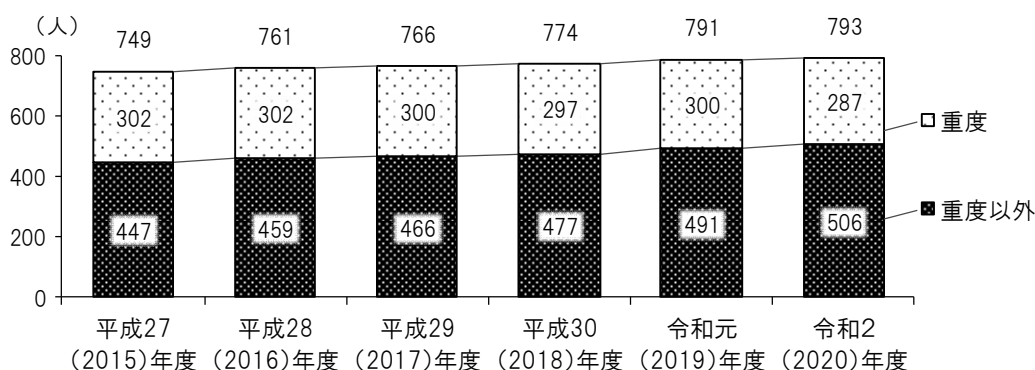
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は、緩やかな増加で推移しており、令和2(2020)年度は793人となっています。

障がい程度別でみると、令和2(2020)年度は「重度以外(中・軽度)」が506人と、「重度」の287人を大きく上回っており、平成27(2015)年度からの推移では「重度以外(中・軽度)」が増加しています。年齢別構成比では、18歳未満が17.8%、18～64歳が65.1%、65歳以上が17.2%となっています。

【障がい程度別療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
療育手帳 所持者数合計	749	761	766	774	791	793	105.9
重度	302	302	300	297	300	287	95.0
重度以外	447	459	466	477	491	506	113.2

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	749	761	766	774	791	793	105.9
18歳未満	124	132	136	139	139	141	113.7
18～64歳	508	504	502	511	521	516	101.6
65歳以上	117	125	128	124	131	136	116.2

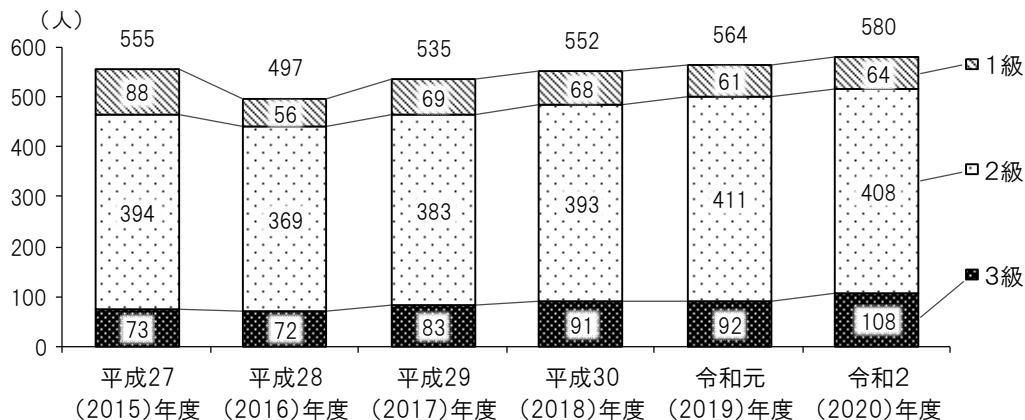
資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係(各年度4月1日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年は増加で推移しており、令和2(2020)年度は580人となっています。

等級別で見ると、令和2(2020)年度は「2級」が408人と最も多く、全体の7割(70.3%)を占めています。次いで「3級」が108人(全体に占める構成比18.6%)、「1級」が64人(同11.0%)の順となっており、平成27(2015)年度からの推移では、「2級」や「3級」の増加が目立っています。また、特に18~64歳で、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数合計	555	497	535	552	564	580	104.5
1級	88	56	69	68	61	64	72.7
2級	394	369	383	393	411	408	103.6
3級	73	72	83	91	92	108	147.9

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	555	497	535	552	564	580	104.5
18歳未満	4	9	10	4	7	9	225.0
18~64歳	411	352	381	399	407	420	102.2
65歳以上	140	136	144	149	150	151	107.9

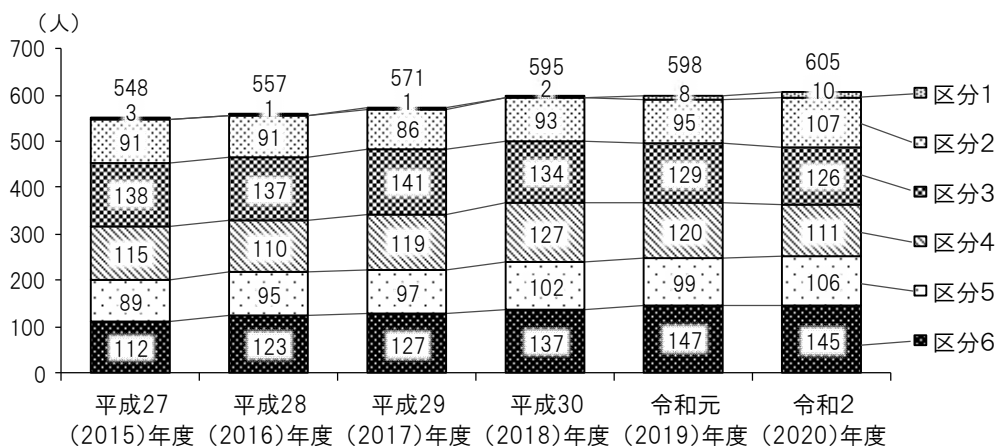
資料:宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係(各年度7月1日現在)

(5) 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和2(2020)年度は605人となっています。

区分別で見ると、令和2(2020)年度は「区分6」が145人と最も多く、次いで「区分3」が126人、「区分4」が111人の順となっており、平成27(2015)年度からの推移では、「区分6」の増加が目立っています。

【障害支援区分認定者数の推移】



単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	548	557	571	595	598	605	110.4
区分1	3	1	1	2	8	10	333.3
区分2	91	91	86	93	95	107	117.6
区分3	138	137	141	134	129	126	91.3
区分4	115	110	119	127	120	111	96.5
区分5	89	95	97	102	99	106	119.1
区分6	112	123	127	137	147	145	129.5

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係(各年度4月1日現在)

(6) 自立支援医療費受給者の状況

精神通院医療の受給者数は、増加で推移していましたが、令和2（2020）年度は減少に転じ、1,233人となっています。一方、更生医療及び育成医療の受給者数は、近年、緩やかな減少で推移しています。

【自立支援医療費受給者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
合計	1,541	1,567	1,616	1,625	1,614	1,586	102.9
精神通院医療	1,175	1,189	1,237	1,255	1,255	1,233	104.9
更生医療	356	360	366	357	352	349	98.0
育成医療	10	18	13	13	7	4	40.0

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

(7) 重度心身障害者医療費受給者の状況

重度心身障害者医療費の受給者数は、減少で推移しており、令和2（2020）年度は2,034人となっています。

【重度心身障害者医療費受給者数の推移】

単位(人)	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
重度心身障害者医療費受給者数	2,312	2,258	2,225	2,159	2,092	2,034	88.0

資料：宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係（各年度4月1日現在）

(8) 障がい児を取り巻く教育環境の状況

① 特別支援学級の状況

児童生徒の総数は減少傾向にありますが、特別支援学級の在籍者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年度には特別支援学級在籍者割合が、小学校・中学校共に3%を超えています。

【特別支援学級在籍者数の推移】

単位(人)		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	増減率 (%)
小学校	児童総数	3,538	3,483	3,391	3,333	3,209	3,151	89.1
	特別支援学級 児童数	69	75	68	76	84	95	137.7
	割合(%)	1.95	2.15	2.01	2.28	2.62	3.01	-
中学校	生徒総数	1,681	1,566	1,494	1,415	1,467	1,420	84.5
	特別支援学級 生徒数	28	33	35	35	37	44	157.1
	割合(%)	1.67	2.11	2.34	2.47	2.52	3.10	-

資料：学校基本調査(各年度5月1日現在)

② 特別支援学校の状況

令和2（2020）年の特別支援学校の在籍者数をみると、宇和特別支援学校では小学部14人、中学部17人、高等部29人で、合計60人となっています。松山盲学校では高等部1人、しげのぶ特別支援学校では小学部1人となっています。

【市外の特別支援学校在籍者数】

(単位：人)

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
宇和特別支援学校(知的障がい部門)	9	15	28	52
宇和特別支援学校(聴覚障がい部門)	3	0	0	3
宇和特別支援学校(肢体不自由部門)	2	2	1	5
松山盲学校	0	0	1	1
しげのぶ特別支援学校	1	0	0	1
合計	15	17	30	62

資料：各校(令和2(2020)年5月1日現在)

(9) 障がい者の就労の状況

① 民間企業における障がい者雇用の状況

民間企業において就労する障がい者数及び障がい者の実雇用率は、令和2(2020)年度は147.5人、実雇用率は2.25%と、現在の国の法定雇用率2.2%を達成しています。

【民間企業における障がい者雇用率の推移】

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
基礎労働者数(人)	5,789.0	5,570.0	5,863.5	6,256.5	6,442.5	6,563.5
うち障がい者数(人)	110.0	120.0	126.0	139.0	151.5	147.5
実雇用率(%)	1.90	2.15	2.15	2.22	2.35	2.25

資料:宇和島公共職業安定所(各年度6月1日現在)

【民間企業における法定雇用率達成企業数の推移】

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
対象企業数(社)	46	42	44	52	54	56
うち法定雇用率達成 企業数(社)	31	31	36	38	39	37
法定雇用率達成 企業割合(%)	67.4	73.8	81.8	73.1	72.2	66.1

資料:宇和島公共職業安定所(各年度6月1日現在)

【民間企業における障がい者雇用の比較】

区分	企業数 (社)	法定雇用 算定基礎 労働者数 (人)	障がい者の数(人)			実雇用率 (%)	達成企業 割合(%)	
			身体	知的	精神			
全国	102,698	26,587千	578千	356千	134千	88千	2.15	48.6
愛媛県	1,055	182,305.0	4,180.0	2,393.5	1,061.0	725.5	2.29	52.8
宇和島市	56	6,563.5	147.5	92.0	32.5	23.0	2.25	66.1

資料:【全国】障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省)、【県】障害者雇用状況の集計結果(愛媛労働局)
【市】宇和島公共職業安定所(令和2(2020)年6月1日現在)

② 市役所等における障がい者雇用の状況

本市の機関（3箇所）において就労する障がい者数は、令和2（2020）年で49.5人、実雇用率は2.63%となっており、現在の国の法定雇用率2.5%を達成しています。

【市町村の機関における障がい者雇用の比較】

区分	機関数 （箇所）	法定雇用算定 基礎職員数（人）	障がい者の数 （人）	実雇用率 （%）	達成機関割合 （%）
全国	2,465	1,302 千	31.4 千	2.41	70.6
愛媛県	44	18,725.0	484.5	2.59	68.2
宇和島市	3	1,884.0	49.5	2.63	100.0

資料：【全国】障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省）、【県】障害者雇用状況の集計結果（愛媛労働局）
【市】宇和島公共職業安定所（令和2（2020）年6月1日現在）

3 障がい者アンケート調査結果から読み取れる課題

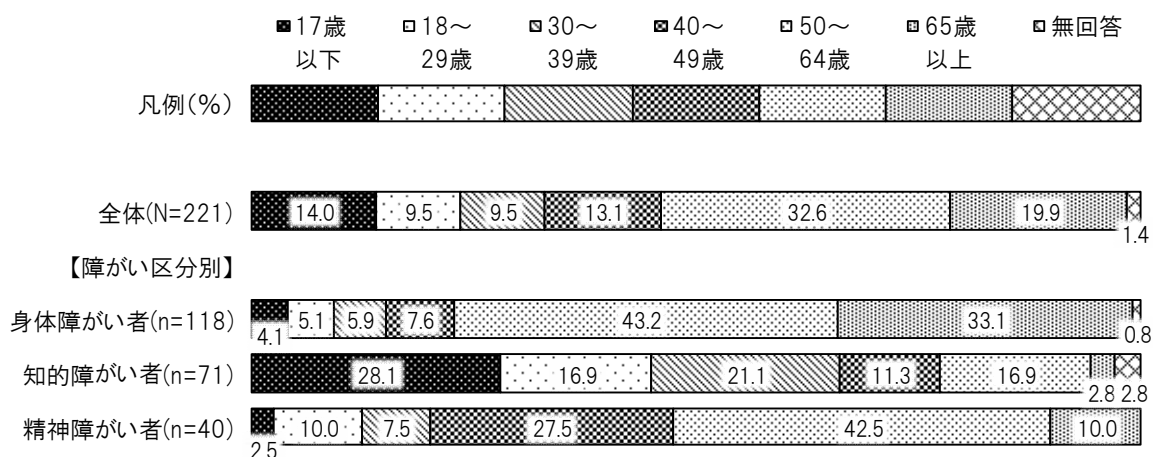
(1) 障がいの状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

○年齢は、50歳以上で約半数を占め、65歳以上で約2割を占めている。18歳未満の障がい児は1割程度となっている。

○身体障がい者は7割以上が50歳以上で、約3割が65歳以上となっている。

【年齢別構成】



○18歳未満の6割以上及び知的障がい者の約半数が「発達障がいの診断」を受けている。

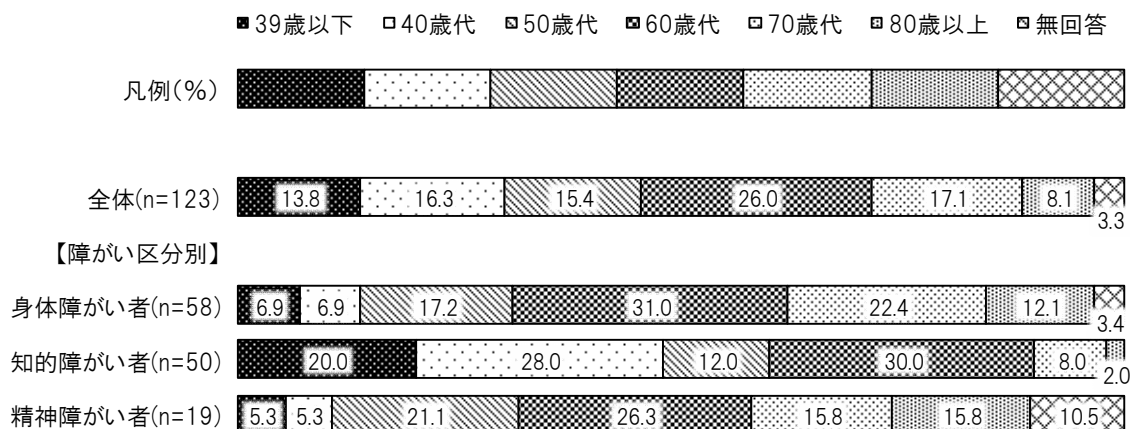
○知的障がい者の約4割が「特別児童扶養手当」を受給している。

○精神障がい者の約6割が「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っている。

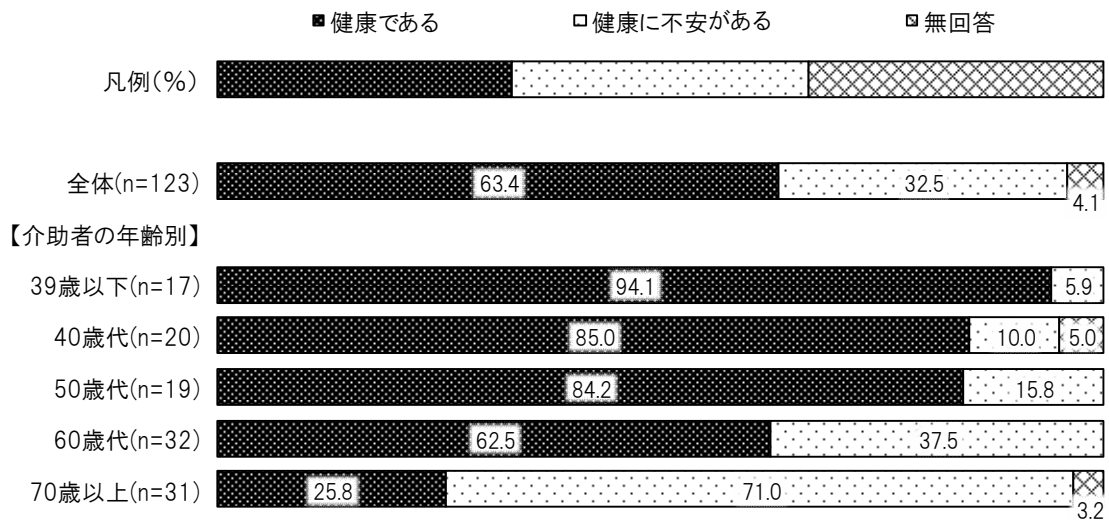
○65歳以上の約2割が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。

○主な介助者は、身体障がい者の場合「配偶者（夫又は妻）」、知的障がい者は「父母」「福祉施設の職員・ホームヘルパー」が多い。身体障がい者の主な介助者の3割以上が70歳以上で、年齢が上がるほど健康に不安を感じる人が多い。

【介助者の年齢】



【介助者の健康状態】



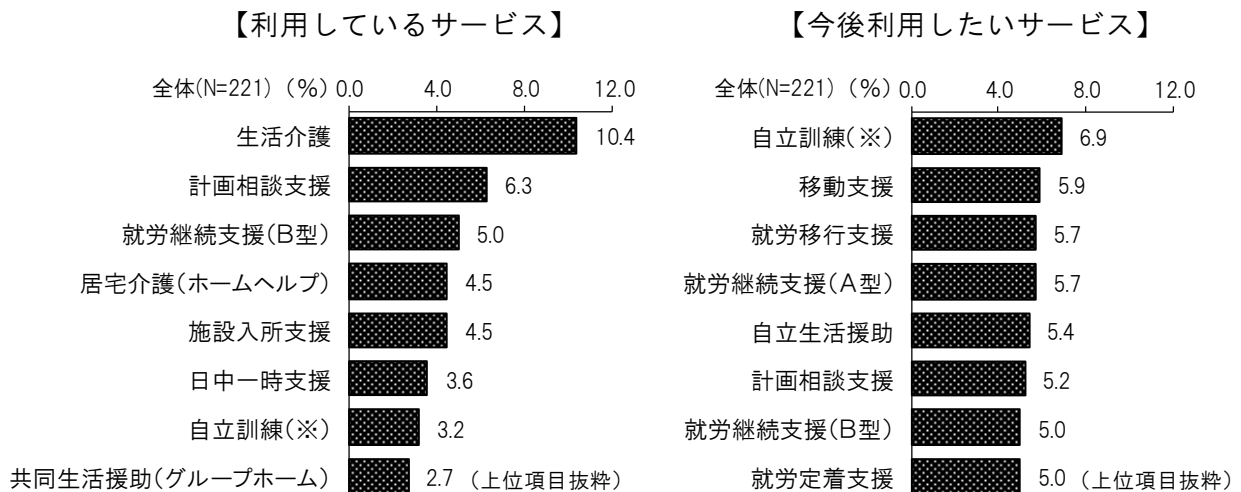
今後の課題

- 障がい者及び介助者の高齢化を見据えた支援内容の検討が必要です。
- 障がい区分別又は年齢による障がい特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。

(2) 障害福祉サービスの利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

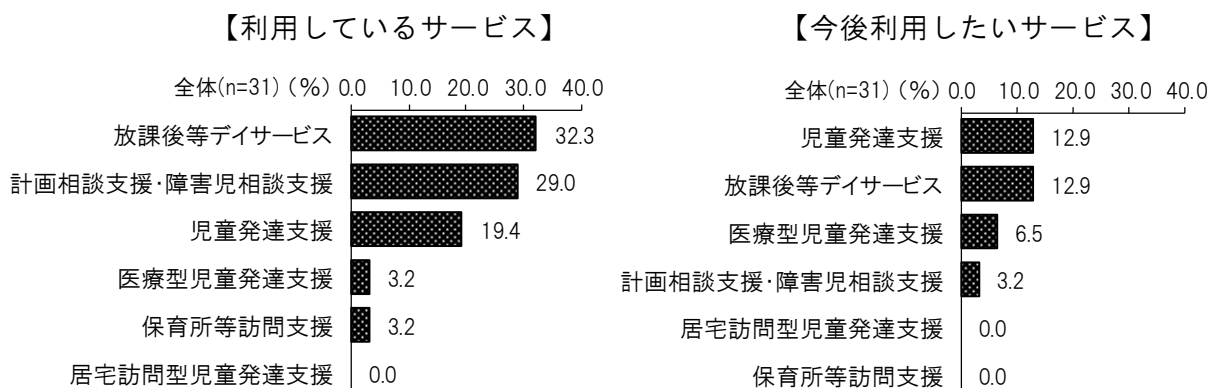
○現在利用している障害福祉サービスは「生活介護」「計画相談支援」「就労継続支援B型」「居宅介護」「施設入所支援」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「自立訓練」「移動支援」「就労移行支援」「就労継続支援A型」の順に多い。



※自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

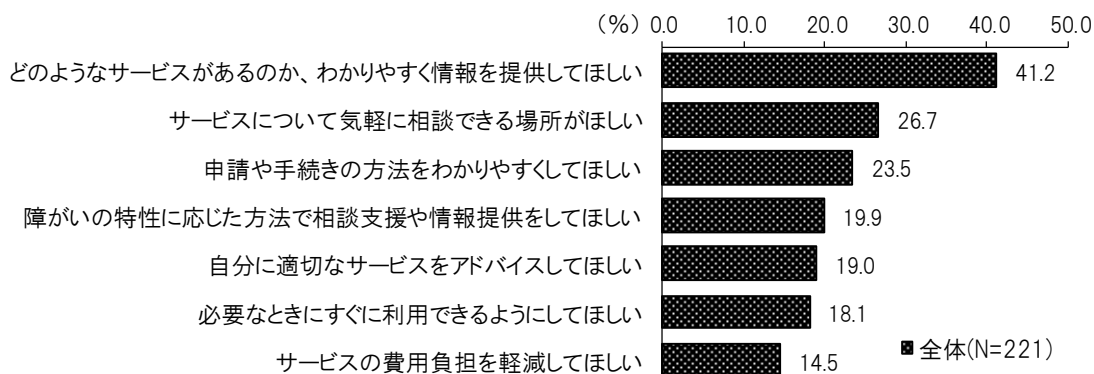
注: 今後利用したいサービスについて「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「計画相談支援」は、64歳以下(n=174)で集計した割合を示す。

○18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「計画相談支援・障害児相談支援」「児童発達支援」の順に多い。今後利用したいサービスは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「医療型児童発達支援」の順に多い。



○今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」「申請や手続きの方法をわかりやすくしてほしい」などが求められている。

【サービスを利用しやすくするために必要なこと（上位項目抜粋）】



○情報の入手先としては「家族や親せき、友人・知人」「サービス事業所の人や施設の職員」「テレビやラジオのニュース」「行政機関の広報紙」の順に多い。特に身体障がい者で「行政機関の広報紙」、知的障がい者で「サービス事業所の人や施設の職員」、精神障がい者で「かかりつけの医師や看護師」が多い。

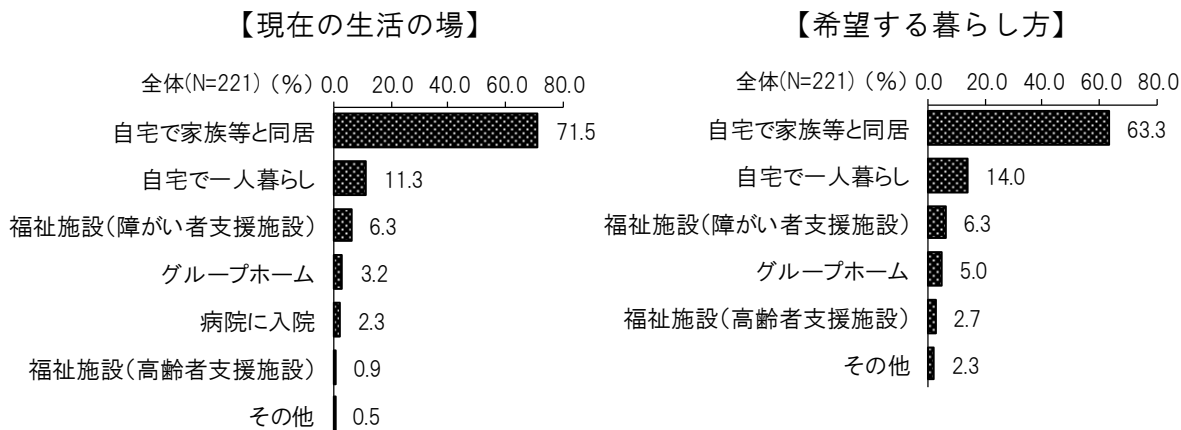
今後の課題

- 「自立訓練」「移動支援」などの利用ニーズや「就労移行支援」「就労継続支援A型」など就労に関するサービスへの対応が必要です。18歳未満では、特に「児童発達支援」「放課後等デイサービス」のニーズへの対応が必要です。
- 障害福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。

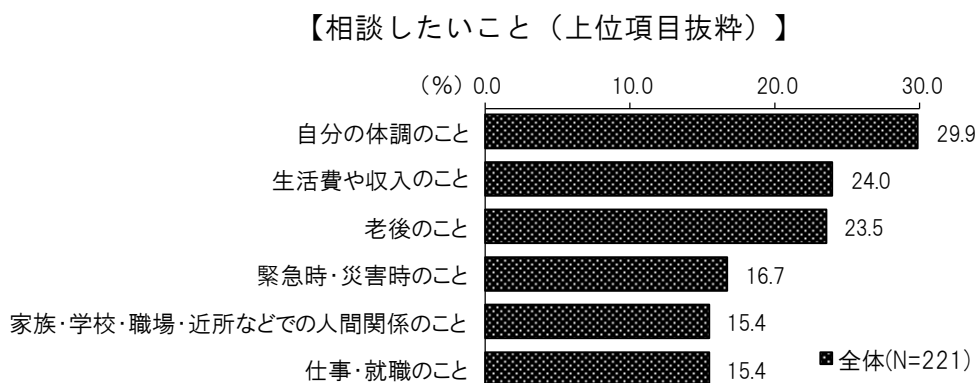
(3) 住まいや暮らしについて

【調査結果の概要（ポイント）】

○大半が自宅で家族等と同居し、今後も自宅で暮らしたいと回答している。一人暮らしの人は1割程度で、精神障がい者の4人に1人が一人暮らしを希望している。

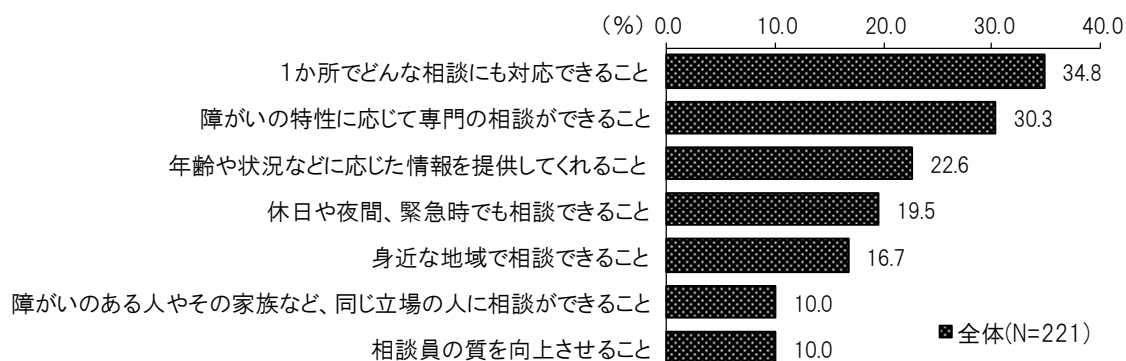


○相談したいこととしては「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「老後のこと」の順に多い。特に知的障がい者は「就学・進学・教育のこと」、精神障がい者は「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「老後のこと」などが多い。



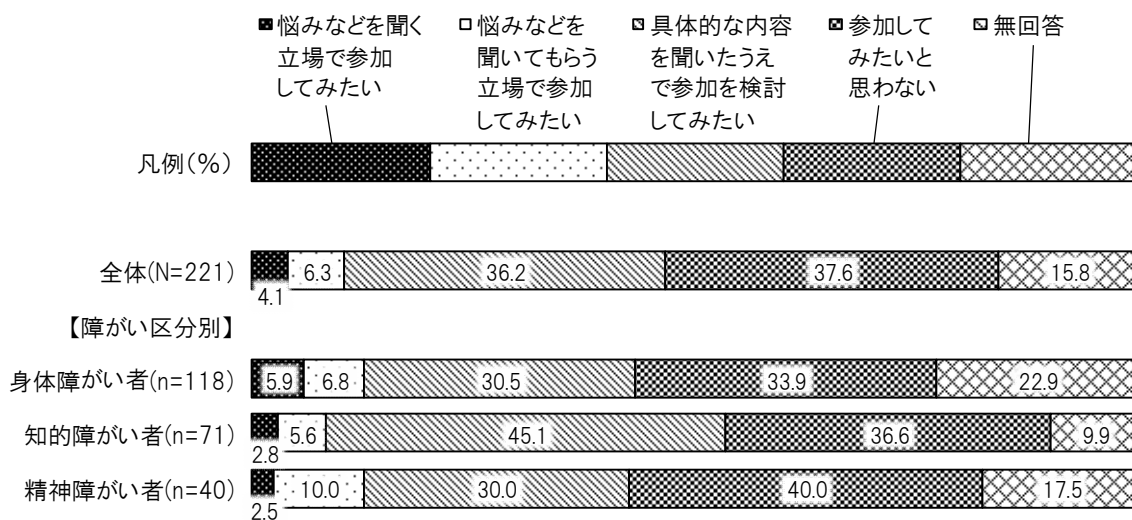
○相談先に望むことは「1か所でどんな相談にも対応できること」「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」「年齢や状況などに応じた情報を提供してくれること」の順に多い。

【相談先に望むこと（上位項目抜粋）】



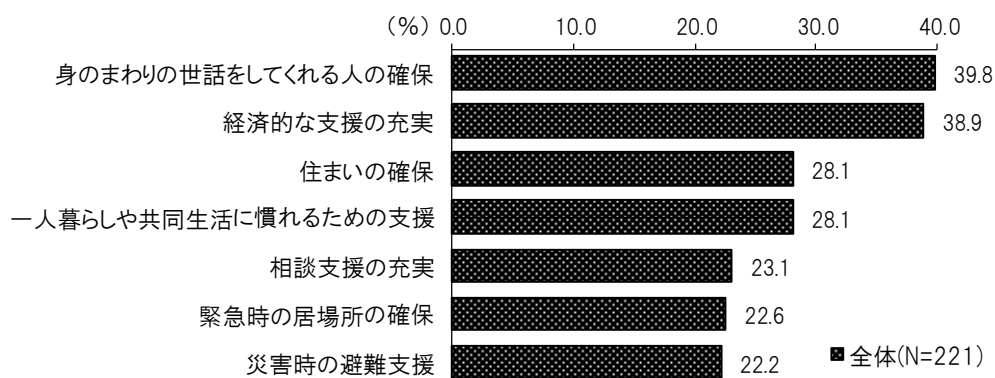
○障がいのある人が悩みなどを聞く取組に対しては「参加してみたいと思わない」が4割近くを占めるものの、3割以上が「具体的な内容を聞いたうえで参加を検討してみたい」と回答し、特に知的障がい者や18歳未満で多くなっている。参加希望は現状1割程度となっている。

【障がいのある人が悩みなどを聞く取組について】



○介助者の高齢化やいなくなった場合に必要な支援としては「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」「経済的な支援の充実」が多く、次いで「住まいの確保」「一人暮らしや共同生活に慣れるための支援」などが求められている。

【介助者がいなくなった場合に必要な支援（上位項目抜粋）】



今後の課題

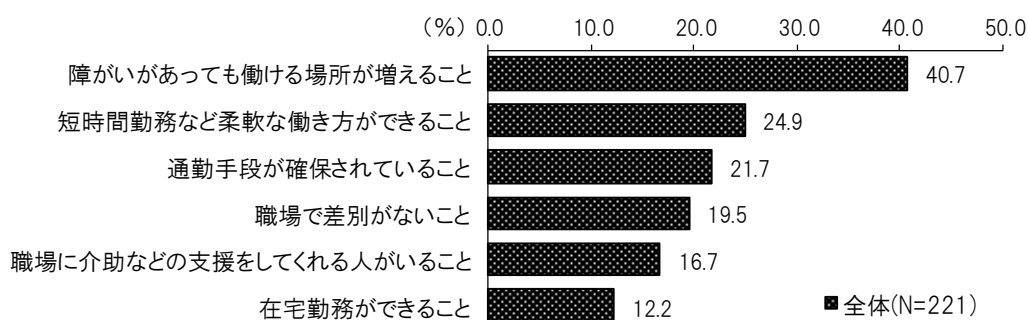
- 住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅サービスの充実や障がいに適した住環境の整備が必要です。
- 自立生活を希望する障がい者に対して、経済的な負担の軽減や在宅での医療ケアなどが求められています。
- 障がいや日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知が必要です。
- 障がい者の高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援の充実が必要です。

(4) 就労や日中の活動について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在、障がい者の約4割が就労している。知的障がい者は「福祉施設・作業所等」で働く人が多い。
- 福祉施設・作業所等から一般就労したいという意向は1割程度となっている。
- 未就労者における今後の日中の過ごし方の希望は「自宅で過ごしたい」が身体や精神障がい者に多く、知的障がい者は「働いて収入を得たい」「保育所や幼稚園・学校などに通いたい」が多い。
- 障がいのある人が働きやすくなるために「障がいがあっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「通勤手段が確保されていること」などが求められている。

【働きやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

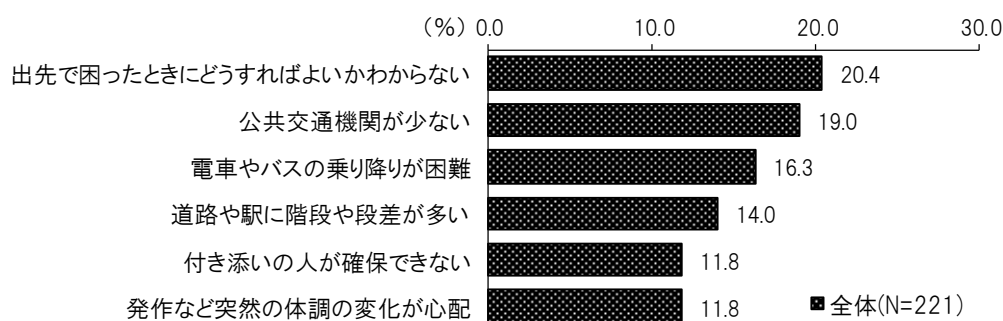
- 障がいに対応した就労場所の拡充、一般企業の障がい者雇用に関する理解の促進が必要です。
- 短時間勤務や通院しながらの勤務など、柔軟な労働条件の整備や職場における配慮などが求められています。

(5) 理解促進と社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

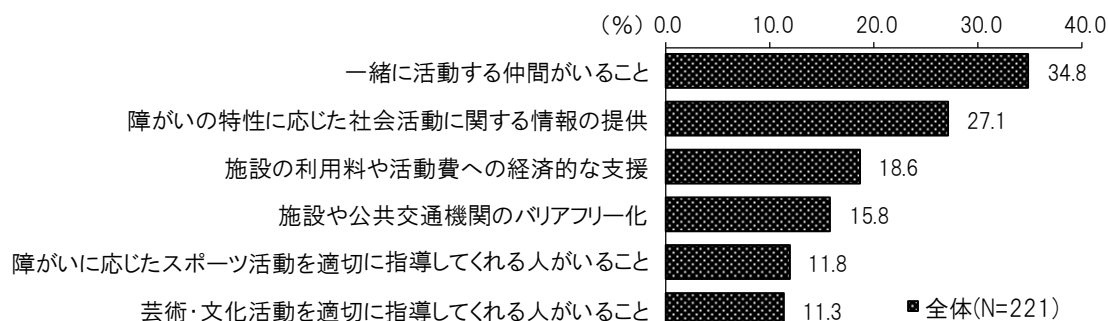
- 人とコミュニケーションをとるときに約6割が困ることがあると回答している。特に、知的と精神障がい者、発達障がいの診断を受けている人、18歳未満の若い人で困る人が多い。
- 人とコミュニケーションをとりやすくするために「ゆっくりと話してほしい」人が非常に多い。
- 外出するとき困ることとしては「出先で困ったときにどうすればよいかわからない」が最も多く、次いで「公共交通機関が少ない」「電車やバスの乗り降りが困難」の順に多い。

【外出するとき困ること（上位項目抜粋）】



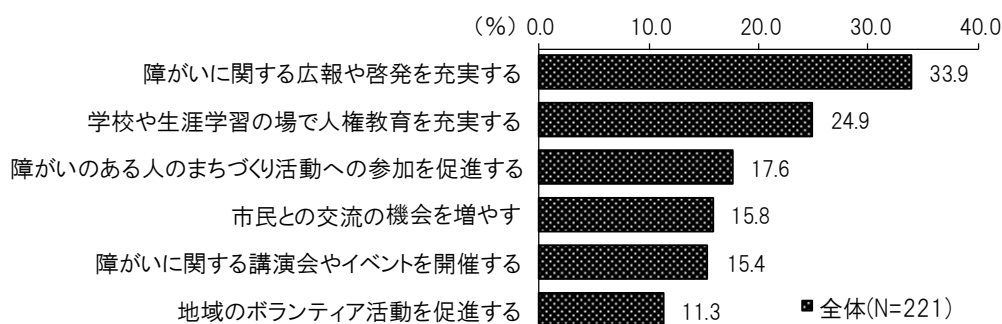
- 近所の人や地域の人と「親しく付き合っている」人は、合計で2割未満となっている。65歳以上で「親しく付き合っている」人が多いが、精神障がい者のおよそ3人に1人が「ほとんど付き合いがない」と回答している。
- 4割以上が社会活動に「参加していない」と回答しており、参加しやすくなるためには「一緒に活動する仲間がいること」「障がいの特性に応じた社会活動に関する情報の提供」「施設の利用料や活動費への経済的な支援」などが必要とされている。

【社会活動に参加しやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



- 障がいのある人に対する理解については約3割が「進んできた」と感じているものの、それを上回る約半数の人が「進んでいない」と回答している。
- 障がいのある人への理解を深めるために「障がいに関する広報や啓発の充実」をはじめ、「学校や生涯学習の場での人権教育の充実」「障がいのある人のまちづくり活動への参加促進」などが必要とされている。

【障がいのある人への理解を深めるために必要な取組（上位項目抜粋）】



- 成年後見制度については、3割近くが「内容（意味）を知っている」と回答しており、およそ3人に1人が「必要になったときに利用したい」と回答している。

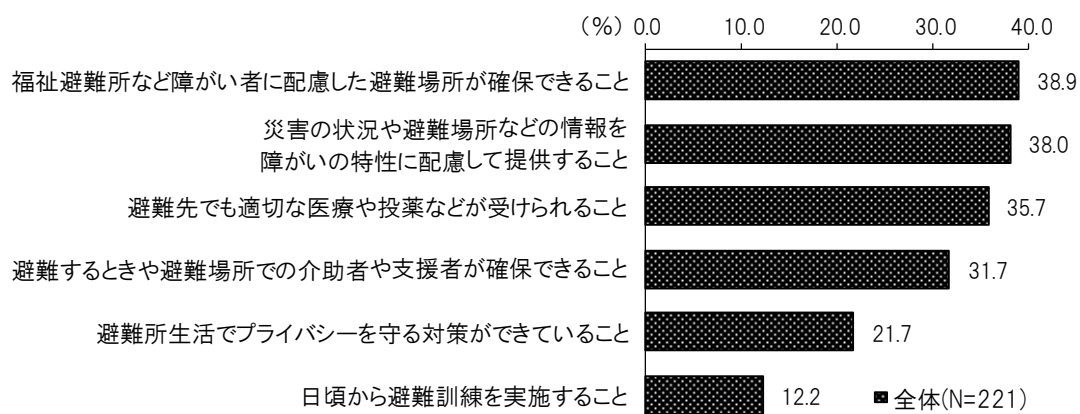
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいに対する地域の理解を進めるために、地域の福祉活動等を通して、<u>障がい者と地域住民との交流の機会を充実させる</u>ことが必要です。 ●障がい者とのコミュニケーションにおいて、例えば「<u>ゆっくりと話す</u>」ことは、<u>比較的誰にでもできること</u>なので、<u>広く啓発</u>することが必要です。 ●広報等の活用により<u>社会活動に参加する仲間づくり</u>や、<u>バリアフリー化の推進</u>など、社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。
-------	--

(6) 災害時のことについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 「宇和島市避難行動要支援者」への登録については、約7割が「取組を知らなかった」と回答しており、「登録している」人は僅かである。
- 家族の不在時、近所に助けてくれる人が「いない」人は3割以上みられ、近所付き合いが薄い人や精神障がい者に多くみられる。
- 災害時に必要な対策としては、「障がい者に配慮した避難場所の確保」「障がい特性に配慮した情報の提供」「適切な医療や投薬などが受けられること」の順に多い。

【災害時に必要な対策（上位項目抜粋）】



今後の課題

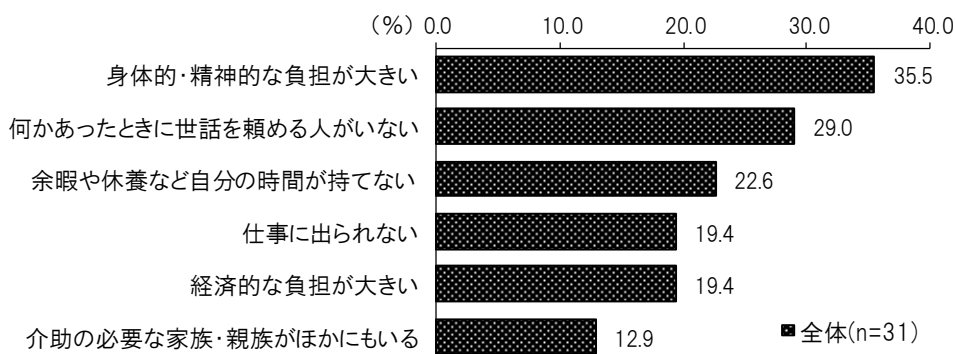
- 災害時に支援が必要な障がい者について、避難行動要支援者への登録の周知啓発をはじめ、障がいの特性に応じた適切な避難支援ができるよう、地域住民や関係機関との連携が必要です。
- 災害時に、避難場所において、必要な物資の確保や障がい特性に応じた支援を受けられることができる体制づくりが必要です。

(7) 療育・保育・教育について

【調査結果の概要（ポイント）】

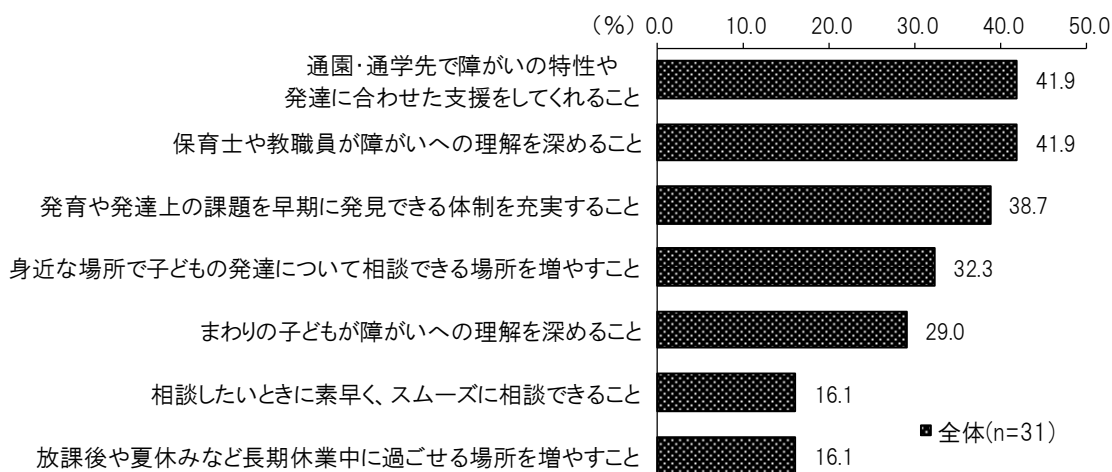
- 子どもの3割以上が「小学校・中学校・高校」に通っている。
- 放課後や長期休業中の過ごし方（子どもの意向）としては、「家族・親族の誰かと一緒に過ごしたい」が最も多いものの、「放課後等デイサービス・日中一時支援を利用したい」も3割以上を占める。
- 子どもの介助や支援上の不安や悩みとしては、「身体的・精神的な負担が大きい」「何かあったときに世話を頼める人がいない」などが大きな不安となっている。

【介助や支援上の不安や悩み（上位項目抜粋）】



- 支援が必要な子どものために、「障がいの特性や発達に合わせた支援」をはじめ、「保育士や教職員の障がいへの理解」「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制の充実」などが求められている。

【支援が必要な子どもに必要なこと（上位項目抜粋）】



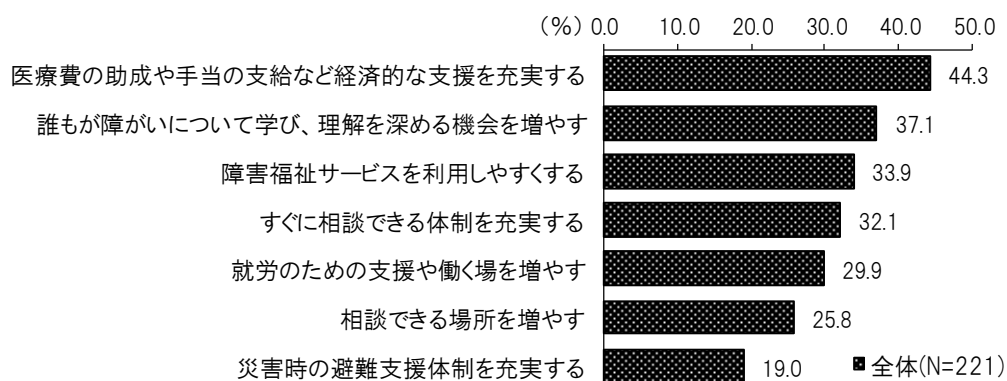
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児のニーズに合わせた、<u>放課後等デイサービス・日中一時支援の充実</u>が求められています。 ●子どもの障がい特性に応じた<u>障がい児福祉サービスの提供体制の充実</u>をはじめ、<u>保護者等の精神的負担の軽減</u>に向けた取組の充実や相談支援、<u>家族の交流会などの取組</u>が必要です。
-------	---

(8) 行政の福祉施策について

【調査結果の概要（ポイント）】

○障がいのある人が住みやすいまちをつくるため、行政が取り組むべきこととして、経済的な支援の充実をはじめ、障がいについての学びの場の充実、障害福祉サービスや相談支援体制の充実、就労のための支援などが求められている。

【行政が取り組むべきこと（上位項目抜粋）】



今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉分野のみならず多様な関係分野や関係機関との連携、調整を強化し、<u>支援体制を充実</u>させていく必要があります。
-------	---

4 ヒアリング調査結果から読み取れる課題

本計画の策定に当たって、障害福祉サービス提供事業所及び障がい者支援関係団体にヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査では次のような現状や課題が指摘されています。（以下の回答内容は抜粋で、回答者の意図を変えない範囲で要約し、複数の同類意見を括っている場合があります。）

【障害福祉サービス提供事業所ヒアリング調査結果】

【調査概要】

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害福祉サービス提供事業所に、取組の現状やニーズ等についてのご意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2（2020）年8～9月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 10件

（1）日々のサービス提供活動における問題点や課題

- ・介護認定が下りない方や介護を望まない利用者に対し、日中の居場所としてサービスを提供しているB型もあるということを知ってもらいたい。
- ・受診などに家族の協力が無い。本人の思いと家族の思いが違いすぎる。
- ・利用者本人ではなく、家族の意向が強く、本人との関わりが少ない。
- ・就労継続支援B型の作業が少ない。
- ・利用者を増やしたい意向はあるが、事業所の収入アップが見込めないと利用者の工賃の支払いができないため、思うように利用者を増やせない。
- ・障がい者福祉、介護福祉の分野は職員の確保、定着に苦労している。
- ・改善策など提案するも聞き入れが困難で、日々の生活に進歩がみられない。
- ・連絡ノートや支援記録など、家庭との情報交換の難しさと記録の工夫が必要であると感じます。
- ・複数の事業所を利用されている方の支援について、事業所間で情報交換を密にしないと、利用者が不安定になることがある。
- ・利用者が高齢のため、保護者がいない場合がある。そのため入院等された場合の対応が後手になる。

（2）提供しているサービスにおける今後3年間の見通し

- ・今後3年間の予定については、回答があった10件中「変わらない」が最も多く「増加する」がそれに続く。「減少する」は少数である。特に、「生活介護」では5件中3件が、また「共同生活援助（グループホーム）」では2件中2件が「増加する」と回答している。

(3) 障害福祉サービスが利用しやすくなるために必要なこと

- ・職員のスキルアップが必要
- ・福祉サービスの事業所について知っていただく（啓発）。
- ・宇和島市の障がいのある方、ご家族が必要とするサービスの充実、要望などを確認する。
- ・サービス利用の情報を、利用者と家族にとって分かりやすく提供できるとよい。
- ・今後は人材の確保も必要になると思われる。
- ・利用者ニーズの把握、利用者や家族への適切な情報提供
- ・通所事業所から短期入所事業所への送迎など、サービスとサービスの隙間のニーズへの対応
- ・相談支援の充実、気軽に相談できる場所の提供、相談支援専門員の増員
- ・就労支援事業所の利用者の工賃の向上
- ・社会参加の場
- ・様々な事業所の送迎エリアが拡大すれば、遠隔地の方も利用しやすくなると思う。
- ・共生社会に向けて、地域の方々への理解を深めていく努力
- ・利用者の社会参加やその機会を提供する。
- ・手続きや書類の簡素化
- ・特別支援学校卒業後、利用者本人が自由にサービスを選択できるようにする。
- ・利用者が65歳になっても介護保険サービスだけでなく、今まで利用して慣れていたサービスを今後も継続できるという選択肢もあってよいと思う。

(4) サービスの質を向上させるための取組

- ・定期的な研修の実施。研修の充実
- ・人材の育成、確保。介護・福祉分野の専門職の育成
- ・職員間で話し合う機会を設け、支援に対する振り返りなどを行う。
- ・職員間での情報の共有
- ・事故やヒヤリハットの事例検討会の実施。各職種の業務マニュアルの作成と見直し
- ・福祉機器の導入
- ・サークル活動や行事の充実

(5) 新型コロナウイルス感染症が広まる中で困ったこと

- ・仕事の減少で作業収入の確保に苦労した。工賃の支払いに苦慮した。
- ・重度の利用者へのソーシャルディスタンスが難しい。
- ・マスク、消毒用アルコール、作業用ゴム手袋などが全く足りなかった。
- ・職員の訪問を自粛するように求められ、支援ができなかった。
- ・利用自粛等について、近隣の事業所間で連絡を取り合うと判断基準が様々であった。
- ・3密を避けた活動により、利用者の要望に添った活動に制限がかかる。
- ・利用者の外出や家族等との面会ができない。
- ・職員の精神的・肉体的疲労が大きい。

(6) 宇和島市の障がい福祉の取組に対する意見

- これまで以上の財政的なバックアップ
- 介護・福祉分野の専門職を育成し、確保するための取組をお願いしたい。
- 新規利用の際のアセスメント不足
- 過剰なサービス計画作成
- 自立できている部分のサービス支給量の削減、現状のままで支給されている。
- 事務手続き等の簡素化をお願いしたい。
- 自立支援協議会の活性化
- 利用者の雇用機会・場所の拡充
- 地域で仲間が集える場所やコミュニティの構想
- 宇和島市の特産品（みかんやハマチ等）を使った加工や製品の製造や販売、地域で役に立つ作業（ゴミ拾いや草引き等）、障がいのある人が地域のために作業ができる環境を期待します。
- 引きこもりの方への就労継続支援や就労移行支援

【障がい者支援関係団体ヒアリング調査結果】

【調査概要】

- 計画策定の基礎資料とすることを目的に、市内の障がい者支援関係団体に、取組の現状やニーズ等についてのご意見をお伺いした。
- 実施時期 令和2（2020）年8～9月
- 調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- 回収件数 7団体

（1）日々の障がい者支援活動を行う上で困っていること

- 担い手の減少、高齢化、リーダーの育成、資金など
- ここ数年、新規加入者がいないことと、徐々に高齢化が進んでいること。
- 若い親は入会するが、活動への参加が少ない。
- 活動場所が継続して使用できるか心配である。
- コロナ禍でオンラインでの当事者参加事業を行うため、通信環境や資材（機器）整備などの相談先がほしい。
- ボランティア状態で行っているので、労力、時間の工面が難しい。
- 現場や子どもに関わる職種の方は、自分のこととして発達支援や子育て支援に取り組んでほしい。

（2）障がい者にとっての宇和島市の住みやすさについて

住みやすさ	回答内容（理由や今後の課題など）
どちらかといえば住みやすいまち	<ul style="list-style-type: none">• 都会と比較して生活費が少なく済む。• 衣食住の中でも、とりわけ住は全般的にゆとりがあると思う。
どちらかといえば住みにくいまちである	<ul style="list-style-type: none">• 聴覚障がい者が大切な問題はコミュニケーションであることから、宇和島市民が手話を覚え、差別のない心安らぐ街にしてほしい。• 子どもの育ちに関わる全ての人へ、偏見と思い込みを変えていく取組が必要
どちらともいえない	<ul style="list-style-type: none">• 無関心の人が多い。講演会やイベントを主催しても来てもらえない。• ボランティアの充実が大切• 宇和島市は田舎で、顔の見える関係があり、周囲の理解が得やすい。• 障がい者の社会参加や就労環境、社会資源が少ない。• バリアフリー化が推進できていない。• 障がい者差別がある。学校での教育不足、啓発が不十分• 点字ブロック不足

(3) 分野別意見

回答分野	区分	回答内容 (団体で進めていこうと思う取組、行政への要望や提案・協働して取り組むことなど)
障がいへの理解と交流の促進	団体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生、多様な交流のために啓発や広報を定期的に行う。 ・定例会での勉強と会員相互の啓発 ・フォトプロジェクト、いのちの写真展、地域行事等への出店など、障がい者のことを外に向かって伝える。 ・広報や社協だよりを活用した市民への活動の周知 ・「世界自閉症啓発デー」(週間)などの機会に合わせた啓発やイベント
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なボランティアの充実と行政の支援が必要 ・制度の見直しや変更に関する情報提供 ・手話言語で暮らせる社会の実現 ・広報面の周知、市関連施設を会場とした写真展等への協力 ・視覚障がい者の方へ広報の音声訳化と録音図書の利用ができることの周知 ・行政主体のイベントへの協力、参加であれば企画、準備等の負担も軽くなり助かる。 ・何より行政が動きを見せることが一般市民への関心を引きやすい。 ・当事者と、一般の人や子どもと自然に交流し、一緒に参加できる企画
権利擁護・差別解消分野	団体で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会での勉強と会員相互の啓発 ・「障害者差別解消法」の勉強会
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の見直しや変更に関する情報提供 ・広報・校区だより等での啓発など、行政としての啓発活動 ・人権週間での児童・生徒を対象とした標語やポスターの募集 ・学校等での講演啓発活動

回答分野	区分	回答内容 (団体の進めていこうと思う取組、行政への要望や提案・協働して取り組むことなど)
地域における生活支援分野	団体の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制や障害福祉サービスの充実を機会あるごとに提案している。 生活に関わる困りごとに対して、会員が情報収集する。
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 行政の支援を充実し、ボランティアや資金の確保に協力してほしい。 福祉サービスの柔軟性と有効な活用の仕方をもっと分かりやすく示してほしい。
自立と社会参加分野	団体の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 意思疎通支援の充実 文化・スポーツ振興 社会教育の充実 活発な研修旅行及びサークル活動 レクリエーションの開催
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 音声文字変換など、意思疎通支援のための機材の充実 文化イベントにおける意思疎通支援 社会教育における設備等での支援 人的、金銭的な活動への支援
療育・保育・教育分野	団体の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 当事者、保護者、支援者が必要としている情報提供、相談、学習会、講演会、交流会等の理解促進 他機関との連携強化 NPOの法人化
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 現場での困りごとの把握 相談、巡回、支援者研修、現場への介入、連携の仕組みをつくる。
生活環境の整備分野	団体の取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 団体が取り組み、解決するための個別、具体的な提案や提言 地域包括支援センターや担当課と協力して、福祉避難所を設置できるよう努める。
	行政への要望や提案・協働して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚に障がいがある人への防災に向けた支援 防災倉庫や段ボールベットなどを準備してもらいたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症が広まる中で困ったこと

- 活動が全くできていない。今後の支援についてもっと説明があるとよい。
- 会員には障がいの重い方が多く、医療的ケアや福祉サービスの利用に感染予防が強く求められる。
- オンラインでミュージックケアは行っているが、各家庭の通信環境やスマホ等機器により十分に活用してもらえない。つながるための仕組みの構築が必要である。
- マスクや消毒液、手洗いせっけんなどの物品が手に入らなかったこと。
- 視覚障がい者へのマスク対応、手話通訳者のマスク着用
- 団体での飲食
- 変化への対応がもともと困難な子どものストレス
- 今年度の活動の見通しが立てにくいことから休会とした。このような中、困りごとを抱えたまま適切な情報がもらえず、相談もできずにいる会員も多いと思われる。

(5) 宇和島市の障がい福祉の取組に対する意見

- もっと現場の声を聞いてほしい。
- 「伊達博物館」や「きさいや広場」などに、手話通訳の受付（スタッフ）を設置してほしい。
- 宇和島にも中予のボランティアセンターのような支援機関があれば、活動の情報提供、相談や他団体とつながることがしやすくなると思います。
- 子どもも、大人も、高齢者も、男も、女も、障がい者も安心して暮らせる日本一のやさしいまちづくりを行ってください。
- 子どもの支援に関しては、教育分野との連携が不可欠です。
- 行政における障がい福祉に対する考え方が、昔の古い考え方のまま。進化していることを見えるようにしてほしい。

第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

本市における福祉分野の上位計画である「宇和島市地域福祉計画」では、その基本理念を「自立・共生・協働」と掲げています。この理念は、様々な地域課題を市民が主体となって解決（自立）するために、地域の環境や資源を生かしてお互いに支え合い（共生）、あらゆる関係者が連携して解決に努めること（協働）を踏まえた、福祉のまちづくりを目指すものです。

本市における福祉に関する分野別の計画は、この「宇和島市地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

前期計画においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らすことができる社会、自分らしく暮らすことができる社会を目指し「うわじま ノーマライゼーションプラン」という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

この基本理念は「宇和島市地域福祉計画」の基本理念にもつながるものであり、本計画においては、この基本理念を継承し、市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域全体で障がい者福祉施策の総合的な推進を図り、全ての障がい者が自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

● 基本理念 ●

うわじま ノーマライゼーションプラン

本計画においては、国、県の動きや本市における障がい者の現状やニーズ、また、新たな課題等を踏まえ、9つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに施策の展開を図ります。

【基本目標1】障がいへの理解促進と配慮

○障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、心のバリアフリーを推進し、全ての人々が共に生きることができる「共生社会」づくりを推進します。

【基本目標2】差別の解消及び権利擁護の推進

○障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し認め合い、偏見や差別のないまちづくりを推進します。

【基本目標3】情報アクセシビリティの向上

○誰もが、必要なときに情報を取得して利用できるよう、情報格差の解消を図り、安心して生活できる環境を整備します。

【基本目標4】保健・医療体制の充実

○疾病の予防や障がいの早期発見、早期対応を図ります。また、障がい者が安心して生活できるよう、保健、医療、福祉等の連携による相談支援体制の充実を図ります。

【基本目標5】地域生活への支援

○障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制や障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。

【基本目標6】雇用・就業への支援

○障がい者がその個性と能力を十分に発揮し、社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、就労に必要な支援を進めるとともに、雇用の促進を図ります。

【基本目標7】障がいのある子どもへの支援の充実

○障がい児とその家族が身近な地域で安心して生活できるよう、ライフステージに応じた支援体制を整備します。また、インクルーシブ教育を推進し、相互理解を促進します。

【基本目標8】社会参加の促進

○障がい者が地域の一員として地域社会に参加できるよう、移動を支援する取組を推進するとともに、文化芸術活動やスポーツに参加しやすい環境の整備を図ります。

【基本目標9】安全・安心な生活環境づくり

○住まいや施設、道路等のバリアフリー化の推進や防災、防犯対策の充実を図り、障がいがあっても地域で安全、安心に生活できる環境づくりを推進します。

2 施策の体系

■ 計画の基本理念 ■

うわじま ノーマライゼーションプラン

基本目標

施策の展開

【1】障がいへの理解促進と配慮

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 福祉に関する学びの場の充実
- 3 行政等における配慮

【2】差別の解消及び権利擁護の推進

- 4 障がいを理由とする差別の解消
- 5 権利擁護の推進

【3】情報アクセシビリティの向上

- 6 情報アクセシビリティの向上
- 7 意思疎通支援の充実

【4】保健・医療体制の充実

- 8 健康づくりと障がいの発生予防
- 9 保健・医療の充実
- 10 精神保健・医療の適切な提供
- 11 難病に関する保健・医療施策の推進

【5】地域生活への支援

- 12 住まいの確保
- 13 相談支援体制の充実
- 14 福祉サービス等の充実
- 15 経済的自立への支援

【6】雇用・就業への支援

- 16 障がい者雇用の促進
- 17 福祉的就労の底上げ

【7】障がいのある子どもへの支援の充実

- 18 療育体制の充実
- 19 発達障がいへの支援
- 20 インクルーシブ教育システムの推進

【8】社会参加の促進

- 21 移動しやすい環境の整備
- 22 文化芸術活動の充実に向けた環境の整備
- 23 スポーツに親しめる環境の整備

【9】安全・安心な生活環境づくり

- 24 福祉のまちづくり
- 25 防災対策の推進
- 26 防犯対策の推進

第2章 施策の展開

基本目標1 障がいへの理解促進と配慮

【施策の展開1】 広報・啓発活動の推進

全ての市民が、障がいや障がい者について正しく理解し、相手を思いやり認め合いながら人権を尊重する共生社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。そのため、多様な媒体や機会を活用した啓発や情報提供を行い、広く市民の理解を促進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
共生社会の啓発	●障がいの有無にかかわらず、支え合いながら社会で共に暮らしていくことができるよう、共生社会の理念や考え方について、市の広報紙やホームページ等を活用した啓発活動を推進します。	福祉課 人権啓発課
心のバリアフリーの啓発	●様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めるためコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進するために必要な啓発を、障がい者団体や事業者等と協力して推進します。	
障がいへの配慮への理解促進	●知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がいなど、外見からは分かりにくい障がいについて、市民への障がいの特性や必要な配慮等の理解の促進に努めます。	
バリアフリー設備等への理解促進	●点字、手話、視覚障がい者誘導用ブロック、身体障がい者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する市民の理解を促進するとともに、円滑な利用に必要な配慮等についての周知に努めます。	
啓発マーク等の普及	●障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマークなどについて情報提供を行い、普及及び理解の促進を図ります。	

【施策の展開2】福祉に関する学びの場の充実

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深められるよう、学校等の学習や活動に協力するとともに、生涯学習分野の事業と連携した学びの場の提供について、検討を進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
福祉学習や体験活動への協力	●児童生徒の障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるために、学校等で実施する福祉学習や体験活動に協力します。	福祉課
生涯学習分野の事業との連携	●生涯学習分野の事業との連携など、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めるための研修や学習機会の提供について検討を進めます。	

【施策の展開3】行政等における配慮

障がい者が、行政サービスの提供等を受ける際に、適切な配慮が行き届くよう、職員への理解の促進や環境の整備に努めます。また、司法手続きや選挙権の行使等についても、円滑かつ適切に行えるよう配慮に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
職員の障がいへの理解促進	●職員が障がい者に対する理解を深め、障がい特性に応じた適切な対応ができるよう研修等の充実について検討します。	福祉課 総務課 選挙管理委員会 各課
事務事業における社会的障壁の除去	●事務事業の実施に当たっては「障害者差別解消法」に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、ソフト、ハードの両面にわたり、必要な環境の整備を進めます。	
司法手続きへの支援	●障がい者が、司法手続きにおいて円滑な意思疎通を行うことができるように必要な支援を行います。	
投票しやすい環境づくり	●障がい者が、適切に選挙権を行使することができるよう、障がい特性に応じた情報提供に取り組むとともに、投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等、投票しやすい環境づくりに努めます。	
再犯防止への支援	●矯正施設に入所する累犯障がい者等の円滑な社会復帰を促進するため、保護観察所等との連携により、出所後に必要なサービスを受けるための支援を行います。	

基本目標 2 差別の解消及び権利擁護の推進

【施策の展開 4】 障がい者を理由とする差別の解消

障がい者が差別を受けることなく、権利を尊重されながら日常生活や社会生活を送ることができるよう「障害者差別解消法」の周知や障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
「障害者差別解消法」の浸透	●国、県、障がい者団体等多様な主体との連携により「障害者差別解消法」の浸透に向けた広報や啓発活動に取り組みます。	福祉課
権利侵害等の防止支援	●障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談や紛争解決を図るための体制の充実に取り組みます。	
障がい者を理由とする差別の解消の推進	●「障害者差別解消法」や行政機関等の職員に対する「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」等に基づき、障がい者を理由とする不当な差別の取扱いの禁止や障がい者に対する合理的な配慮の提供を徹底するなど、障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。	

【施策の展開5】権利擁護の推進

障がい者が虐待等を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、権利擁護のための取組を推進します。また、成年後見制度利用支援事業や福祉サービス利用援助事業を広く周知し、利用を促進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
虐待の早期発見と未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」に関する積極的な広報や啓発活動を行うとともに「障害者虐待防止センター」において、虐待の早期発見と未然防止に努め、虐待を受けた障がい者及び擁護者を支援します。 	福祉課 高齢者福祉課
成年後見制度の適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の適切な利用の促進に向けて「成年後見制度利用促進基本計画」の策定や中核機関の設置について、関係部署と連携して取り組みます。 	
成年後見制度利用支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度利用支援事業により、制度の利用に必要な経費を負担することが困難な場合に、費用の一部を助成することで、知的障がい者、精神障がい者の制度の適切な利用を促進します。 	
福祉サービス利用援助事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●宇和島市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業を周知し、その利用促進を図ります。 	

基本目標3 情報アクセシビリティの向上

【施策の展開6】情報アクセシビリティの向上

様々な情報を必要なときに手に入れることができるよう、障がいの特性に応じた効果的な情報の提供や情報伝達手段の充実を図り、情報のバリアフリー化を更に推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障がいの特性に対応した行政情報の提供	●行政情報の提供に当たっては、字幕や音声等の適切な活用や文字の大きさや字体、カラーユニバーサルデザインなどに配慮し、分かりやすい表現にするなど、多様な障がいの特性への対応に努めます。	福祉課 市長公室 各課
利用しやすい市ホームページの作成	●必要な情報をスムーズに取得し利用できるよう、アクセシビリティに配慮した利用しやすい市ホームページの作成に努めます。	
障がいの特性に配慮した情報伝達手段の充実	●関係団体等と連携し、音声版広報や点字版広報の提供など、必要な情報を確実に得られるように、様々な障がいの特性に配慮した情報伝達手段の充実を図ります。	

【施策の展開7】意思疎通支援の充実

必要な情報が障がい者にも分かりやすく伝わるよう、意思疎通支援の充実を図るとともに、担い手となる手話奉仕員の養成に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
意思疎通支援事業の実施	●意思疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳者や要約筆記奉仕員等を派遣する意思疎通支援事業を実施します。	福祉課
手話奉仕員養成研修の開催	●意思疎通支援の充実を図るため、手話奉仕員養成研修を開催し、人材の養成に努めます。	
障がい者のICT活用機会の拡大	●障がい者に対応した情報機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、日常生活用具給付等事業による情報・意思疎通支援用具の給付を行うことなどにより、障がい者のICT（情報通信技術）の活用機会の拡大を図ります。	

基本目標 4 保健・医療体制の充実

【施策の展開 8】健康づくりと障がいの発生予防

障がいの早期発見や早期療育につなげる体制の整備に努めます。また、障がいの原因となる疾病等の予防や適切な治療の支援に向け、関係機関との連携を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障がいの早期発見、早期療育	●妊産婦健康診査や乳幼児に対する健康診査、児童に対する健康診断、各種保健指導、周産期医療、小児医療等との連携を図ることにより、障がいの早期発見、早期療育につなげる体制の整備を目指します。	福祉課 保険健康課 学校教育課
生活習慣病の発症及び重症化予防	●生活習慣病の発症、重症化を予防するため、保健サービスとの連携を図ります。	
適切な治療への支援	●疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、関係機関との連携を促進します。	

【施策の展開 9】保健・医療の充実

障がい者が身近な地域で必要な医療等を受け、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を強化し、様々な支援に取り組みます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
医療やりハビリテーションの受診支援	●障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図ります。	福祉課 保険健康課 高齢者福祉課
障がいの重度化、重複化予防	●高齢化等による障がいの重度化、重複化を予防するため、保健、医療、介護等の関係機関との連携を図ります。	
自立支援医療費の助成	●障がい者の心身の状態の負担軽減を図り、自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の助成を行います。	

取組名	取組内容	関係課
健康の保持、増進への支援	●障がい者の健康の保持、増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供について検討を行います。	福祉課 保険健康課 高齢者福祉課
歯科診療の受診支援	●保健分野と連携して、歯科診療を受けることが困難な障がい者に対する相談体制の充実を図ります。	
職員等の資質向上	●地域において健康相談等を行う職員等の資質向上を図るとともに、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を図ります。	

【施策の展開 10】精神保健・医療の適切な提供

精神障がい者やその家族が地域の一員として安心して生活できるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、適切な医療の確保や地域生活支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	●精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、情報共有や連携を行う体制の構築に努めます。	福祉課 保険健康課
精神障がい者の適切な医療の確保	●精神障がい者の適切な医療の確保を図るとともに、相談支援体制の充実、社会復帰に対する支援など、地域生活支援の充実を図ります。	

【施策の展開 11】難病に関する保健・医療施策の推進

難病の患者やその家族の悩み、不安等の軽減を図ることができるよう、相談支援体制や難病等の特性に応じたサービス提供体制の充実に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
難病患者等への相談支援の充実	●難病患者及びその家族の療養や生活上の悩み、不安等の軽減を図るため、難病患者等に対する相談支援体制の充実に努めます。	福祉課
サービス等についての情報提供の強化	●日常生活用具や障害福祉サービス等についての情報提供の強化を図るとともに、難病等の特性に応じたサービスの提供体制の充実に努めます。	

基本目標5 地域生活への支援

【施策の展開 12】住まいの確保

障がい者の状況やニーズに応じた住まいの場を確保できるよう、住宅入居支援の充実を図るとともに、民間住宅への円滑な入居やグループホームの整備促進に取り組みます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
住宅入居支援の充実	●相談支援における住宅入居支援の充実を図るとともに、県居住支援協議会等と連携し、障がい者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るための取組を行います。	福祉課
グループホームの整備促進	●居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談等の支援を受けながら共同生活を行う、グループホームの整備の促進に取り組みます。	

【施策の展開 13】相談支援体制の充実

障がい者の地域における生活を支援するため、適切に福祉サービスが提供されるよう、分かりやすい情報提供と、障がい者本人の意思を尊重したきめ細かな相談支援を推進するとともに、相談支援体制の強化を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
自己決定を尊重した相談支援の推進	●自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、意思決定ガイドラインの周知や関係機関との情報共有により、本人の自己決定を尊重した相談支援の推進を目指します。	福祉課
相談支援の充実	●障がい者及びその家族が、身近な地域で障がい種別、年齢、状態等にかかわらず、適切な相談支援を受けられることができる体制を関係機関と連携して構築します。	
相談支援の質の向上	●「愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョン」に基づき、県、相談支援事業所と連携しながら、相談支援の質の向上や相談支援体制の強化を図ります。	

取組名	取組内容	関係課
基幹相談支援センター等における支援	●基幹相談支援センター等機能強化事業の実施により、障がい者への総合的な相談支援や相談支援事業者への指導助言等を行います。	福祉課
ピアカウンセリング等の推進	●身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動の充実を図るとともに、ピアカウンセリング、ピアサポーター等の障がい者、家族同士が行う相談活動の推進を目指します。	
自立支援協議会の活動内容の充実	●自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、障がい者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。	

【施策の展開 14】福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、多様なニーズに対応した福祉サービス等の提供や日常生活に関する支援を進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障害福祉サービス等の充実	●障がい者が身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実に努めます。	福祉課
事業者の参入促進	●障がい者のニーズに応じたサービスを適切に提供するため、サービス提供事業者の参入促進に取り組みます。	
成人期に至るまでの切れ目のない支援の提供	●「障害児等通所支援事業施設あけぼの園」において実施する生活介護事業の拡充を図るなど、医療的ケアを含む常時介護を必要とする障がい者を支援します。また、日中活動を支える場や居住の場の確保を推進するとともに、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない支援の提供を目指します。	
円滑な介護保険制度への移行支援	●障がい者が65歳になった際、円滑に介護保険制度へ移行できるよう関係部署等との連携を図るとともに、障がい者が必要とするサービスを適切に利用できるよう支援します。	

取組名	取組内容	関係課
地域における生活支援の充実	●障がい者が安心して、地域で自立した生活を送ることができるよう、自立訓練や自立生活援助、地域相談支援等の提供体制の充実を図ります。	福祉課
地域生活支援拠点の整備	●障がい者の重度化、高齢化や親亡き後に対応するため、地域生活支援拠点の整備について引き続き取り組みます。	
福祉用具等の利用促進	●補装具・日常生活用具の給付等により、日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより利用の促進を図ります。	

【施策の展開 15】 経済的自立への支援

障がい者やその家族が安心して地域で生活続けることができるよう、障害年金等受給制度の周知や市が所有、管理する施設の利用料減免等により、経済的な支援を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障害年金等受給制度の周知	●障害年金等の受給資格を有する障がい者が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金等を受け取ることができないことがないように制度の周知に努めます。	福祉課 各課
施設利用支援	●市が所有、管理する施設の利用に当たって、必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する減免等の措置を講じます。	

基本目標6 雇用・就業への支援

【施策の展開 16】障がい者雇用の促進

障がい者の社会参加と経済的自立に向け、関係機関と連携して、障がい者雇用の促進に努めるとともに、雇用前から雇用後の職場定着まで、一貫した支援を提供できるよう努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
一般就労への移行支援	●福祉、教育、医療等から一般就労への移行を推進するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで、一貫した支援を提供できるように努めます。	福祉課 総務課
障がい者雇用への理解促進	●企業等に各種助成金や支援制度についての周知を行うとともに、必要に応じて相談対応等を行うことにより、障がい者雇用への理解促進を図ります。	
多様な働き方への支援	●短時間労働、在宅就労、ICT（情報通信技術）を活用した働き方等の情報収集に努めるとともに、シルバー人材センターとの連携を図り、障がいの特性や年齢に応じた多様な働き方を選択できるように必要な支援に取り組みます。	
障がい者雇用の促進	●「障がい者活躍推進計画」等に基づき、市における雇用について継続した取組を行います。	
一般就労及び職場定着の促進	●一般就労及び職場定着を促進するため、就労移行支援、就労定着支援の提供体制の充実を図ります。	

【施策の展開 17】 福祉的就労の底上げ

公的機関において、障がい者就労施設等から物品や役務の調達に努めるとともに、障がい者就労施設等で提供可能な物品や役務の情報を提供し、市内における職場の確保を積極的に進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
優先調達の推進	●「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達に努めます。	福祉課 各課
障がい者就労施設等の受注拡大支援	●障がい者就労施設等の受注の拡大を図るため、提供可能な物品及び役務の情報提供を行うなど、関係機関と連携を図りながら取り組みます。	

基本目標 7 障がいのある子どもへの支援の充実

【施策の展開 18】療育体制の充実

障がい児やその家族が、身近な地域で一人一人の状況に応じて必要な支援を受けられるよう、療育支援体制の整備や事業の充実に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
障がい児への子育て支援の充実	●障がい児やその家族が、身近な地域において「子ども・子育て支援法」に基づく給付や支援を受けることができる体制の整備に努めます。	福祉課
障害児通所支援等の充実	●在宅の障がい児が必要な支援を、身近な地域において受けることができるよう、障害児通所支援、障害福祉サービスや地域生活支援事業の拡充に努めます。	
療育支援体制の充実	●身近な地域における療育の場を確保するため、「障害児等通所支援事業施設あけぼの園」において実施する児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業について拡充を図るとともに、児童発達支援センターの整備を検討するなど、支援体制の強化、充実に努めます。	
医療的ケア児への支援	●医療的ケア児が、地域で包括的な支援が受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターの配置について検討を進めるとともに、個別ケースへの対応や関係機関との協議の場の開催などにより、保健、医療、福祉等関係機関の連携の促進に努めます。	
障がい児保育等の体制整備	●保育所や放課後児童クラブでの障がい児の受け入れを進めるため、施設のバリアフリー化、保育士、支援員の確保などの体制整備に努めます。	

【施策の展開 19】 発達障がいへの支援

発達障がい者やその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、発達支援センターを整備するとともに、ライフステージに応じた支援を受けることができる体制を構築します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
発達支援センターの整備	●発達障がい者やその家族が、身近な地域において適切な支援を受けることができるよう、発達障がいの相談に総合的に対応する発達支援センターを整備します。	福祉課
リレーファイル等の活用による発達障がい児への支援	●発達障がい児について、リレーファイル等の活用により、関係機関との情報共有を促進するとともに、関係機関が連携して幼児期から成人期に至るまで、ライフステージに応じた適切な支援を受けることができる体制を構築します。	

【施策の展開 20】 インクルーシブ教育システムの推進

早期からの相談支援体制の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず共に教育を受け、個々の教育的ニーズに的確に応える「インクルーシブ教育システム」の整備を推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
インクルーシブ教育システムの整備推進	●個別指導計画や個別教育支援計画の活用により、障がいのある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう努め、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けることができるように取り組み、個々の教育的ニーズに的確に応える指導を受けることのできる「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の整備を推進します。	福祉課 学校教育課 教育総務課 保険健康課
合理的配慮の提供	●合理的配慮の提供に当たっては、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、設置者、学校と本人、保護者間で可能な限り合意形成を図った上で提供するように努めます。	

取組名	取組内容	関係課
早期支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●早期のうちに障がいに気づき、適切な支援につなげるため、関係機関との連携により、本人や保護者への早期からの相談支援体制の充実を図るとともに、情報共有を推進し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制の構築を行います。 	福祉課 学校教育課 教育総務課 保険健康課
教育的ニーズに応じた指導等	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教材等の活用や学校施設のバリアフリー化を推進します。 	

基本目標 8 社会参加の促進

【施策の展開 21】 移動しやすい環境の整備

障がい者の地域での自立生活や社会参加を促進するため、外出や移動支援の充実に努めるとともに、移動に関する事業や制度等を周知します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
交通手段の確保	●コミュニティバスやデマンドタクシーの運行により、公共交通の空白地域における交通手段の確保に努めます。	福祉課 企画情報課
移動支援の推進	●宇和島市障害者タクシー給付事業をはじめ、各種交通機関における料金割引制度を周知し、障がい者の移動を支援するための取組を推進します。	
外出への支援	●重度の障がいや視覚障がいのため、外出が困難な障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、同行援護、移動支援事業を充実するための方策を検討します。	
行動援護提供体制の整備	●独りで行動することが著しく困難であって常時介護を要する障がい者を対象に、危険回避のために必要な支援や外出支援を行う行動援護の提供体制を整備するための方策を検討します。	

【施策の展開 22】 文化芸術活動の充実に向けた環境の整備

障がい者が地域で豊かな生活を送ることができるよう、文化芸術活動や様々な地域活動に参加しやすい環境の整備や支援に取り組みます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
文化芸術活動に参加しやすい環境整備	●関係機関と連携して情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた支援策を検討するなど、文化芸術活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	福祉課 文化スポーツ課

取組名	取組内容	関係課
地域社会活動への参加支援	●障がい者が、地域社会における様々な活動に参加するために必要な環境の整備や支援などについて、必要に応じて要請や取組への協力等を行います。	福祉課 文化スポーツ課
障がい者団体等への文化芸術活動支援	●障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対しての協力を継続して実施します。	

【施策の展開 23】 スポーツに親しめる環境の整備

障がいの有無にかかわらず、スポーツを楽しめる環境の整備や支援に取り組むとともに、スポーツ大会等への障がい者の参加促進を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
スポーツ活動に参加しやすい環境整備	●関係機関と連携して情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた支援策の検討など、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。	福祉課 文化スポーツ課
スポーツ大会等への参加促進	●県の障がい者スポーツ大会等に参加する団体や個人に対して支援を行うとともに、大会等に関する情報提供に努めるなど、障がい者の参加促進を図ります。	
障がい者団体等へのスポーツ活動支援	●障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対しての協力を継続して実施します。	

基本目標 9 安全・安心な生活環境づくり

【施策の展開 24】福祉のまちづくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全、快適に生活し、社会参加できるよう、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた施設の整備を促進するとともに、誰もが暮らしやすい空間やまちづくりを推進します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
公営住宅等入居への配慮	●公営住宅におけるバリアフリー化や入居促進に関する配慮などについて担当課との連携を図ります。	福祉課 建築住宅課 建設課 都市整備課 市民生活課
住宅改修等への支援	●住まいのバリアフリー化を推進し、居室内での快適な移動を確保するため、日常生活用具等給付事業により住宅改修や用具の設置について支援します。	
公共施設等のバリアフリー化の促進	●駅等の旅客施設において段差の解消、ホームにおける警告、案内ブロックの設置、障がい者の利用に配慮した車両の導入等のハード面の整備、促進と併せて、施設職員等の人的な対応や障がい特性に配慮した案内表示、情報提供の充実など、ハードとソフトの一体的なバリアフリー化が推進されるよう、必要に応じて要請や取組への協力等を行います。	
障がいに配慮した道路整備	●道路の整備において、歩道の段差、傾斜、勾配の改善、幅員の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの整備が推進されるよう、必要に応じて要請や取組への協力等を行います。	
ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の促進	●公共施設の整備に当たっては「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」等に基づき、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行うとともに、民間施設の整備に当たっても、障がい者に配慮するよう、関係法令の周知、啓発を行います。	
障がい者支援団体等への協力	●NPO法人、ボランティア団体、障がい者も含む多様な主体による障がい者のための取組を促進するため、活動に協力するとともに、必要な支援策等について検討を行います。	

【施策の展開 25】 防災対策の推進

関係機関と連携して、防災に対する意識の向上に努めるとともに、一人で避難することが難しい障がい者や高齢者等への情報伝達や避難支援体制の整備を進めます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
災害時の避難支援	●「宇和島市地域防災計画」に基づき、障がい者や高齢者等の災害時に配慮が必要となる人について、必要な情報の把握に努め、迅速に安否確認及び避難支援を行うことができる体制の確立を推進します。	福祉課 危機管理課 高齢者福祉課
災害時等の円滑な情報伝達	●災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、情報伝達が困難な障がい者に適切に必要な情報を伝達できる体制の整備に努めます。	
避難行動要支援者名簿等を活用した避難支援	●災害時に支援が必要な障がい者について、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援ができるよう、制度の周知を行うとともに、関係機関との連携により、個別の避難支援計画の策定を推進します。	
防災訓練等への参加促進	●関係機関と連携して、障がい者の防災意識の向上を図るとともに、防災訓練等への参加が促進されるような体制の整備に努めます。	
避難所における支援	●避難所で障がい者が必要な支援を受けることができるよう福祉避難所の指定、必要な物資の確保などを行うとともに、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保等について検討していきます。	
要配慮者への避難支援体制の整備	●浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を支援します。	

【施策の展開 26】防犯対策の推進

事故の場合などの緊急通報について、利用の促進を図るとともに、犯罪等に巻き込まれないよう、防犯体制を整えます。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	関係課
緊急通報の利用促進	●事故等に見舞われた際の、ファックス、メール、携帯電話等による緊急通報について利用促進を図ります。	福祉課 市民生活課
防犯対策の促進	●障がい者支援施設等において安心して生活できるよう、防犯に係る安全確保のための施設整備や点検等を促進するための取組に協力します。	
消費者トラブルの未然防止	●情報提供や相談支援を充実させることにより消費者トラブルの未然防止に努めるとともに、トラブルが発生した場合には速やかに消費者窓口と連携を図り、その解決を支援します。	

第1章 第5期及び第1期計画の進捗状況

1 成果目標の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2(2020)年度末までに、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者174人のうち4人(2.3%)を削減目標としていましたが、令和元(2019)年度末では施設入所者削減数は7人(4.0%)となっています。

また、施設入所からの地域生活移行者の目標を4人(2.3%)と設定していましたが、令和元(2019)年度末では、地域生活移行者数は3人(1.7%)となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	174人 (基準値)	174人 (基準値)	—
②令和2(2020)年度末の施設入所者数	170人	167人	—
③施設入所者の削減見込み(①-②)	4人	7人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	2.3%	4.0%	①から2%以上削減
⑤令和2(2020)年度末の施設入所からの地域生活移行者数	4人	3人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	2.3%	1.7%	①の9%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場は、令和元(2019)年度末では未設置となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	0箇所	各市町に協議の場を設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備箇所数については、令和元(2019)年度末では未整備となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	0箇所	各市町に少なくとも1箇所を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和2(2020)年度末において8人を目標としていますが、令和元(2019)年度末では4人となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	5人 (基準値)	5人 (基準値)	—
②令和2(2020)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	8人	4人	—
③一般就労移行割合(②/①)	1.6倍	0.8倍	①の1.5倍以上

② 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、令和2(2020)年度の就労移行支援事業の利用者を15人とすることを目標としていますが、令和元(2019)年度末では6人となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	12人 (基準値)	12人 (基準値)	—
②令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	15人	6人	—
③利用者数の増加割合(②/①-1)	25.0%	-50.0%	①の2割以上増加

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行率が3割以上の事業所数の割合を50%にすることを目標としていますが、本市においては未達成となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業所数	—	1箇所	—
②令和2(2020)年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	—	0箇所	—
③令和2(2020)年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数が全事業所数に占める割合(②/①)	50.0%	0.0%	①の5割以上

④ 就労定着支援事業による職場定着率

令和元(2019)年度の就労定着支援の新規利用者は5人ですが、そのうち支援開始1年後の職場定着率は60.0%となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和元(2019)年度中の就労定着支援の新規利用者数	—	5人	—
②上記のうち、支援開始1年後の職場定着率	—	60.0%	①の8割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和元(2019)年度末時点では、児童発達支援センターは未設置となっています。
重症心身障がい児に対応した事業所は、3箇所確保しています。
医療的ケア児支援のための協議の場を1箇所設置しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和2(2020)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1箇所	0箇所	各市町に少なくとも1箇所以上設置
②令和2(2020)年度末までの保育所等訪問支援体制の整備	1箇所	0箇所	各市町に利用できる体制を構築
③令和2(2020)年度末までの主に重症心身障がい児に対応した事業所数	3箇所	3箇所	各市町に少なくとも1箇所以上確保
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所	1箇所	各市町に協議の場を設置

2 第5期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護及び同行援護の利用者数は、増加傾向にあります。

重度訪問介護の利用者数は横ばいで推移していますが、時間数は増加しています。

訪問系サービスの合計をみると、利用者数、時間数共に増加で推移しており、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
居宅介護	人/月	195	217	209
	時間/月	3,622	3,690	3,604
重度訪問介護	人/月	2	2	2
	時間/月	443	621	696
同行援護	人/月	21	25	22
	時間/月	253	249	169
行動援護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合 計	人/月	218	244	233
	時間/月	4,318	4,560	4,469

	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
合 計	人/月	205	210	215	218	244	233
	時間/月	3,700	3,800	3,900	4,318	4,560	4,469

注：令和2(2020)年度は11月末日現在の実績値(以下同様)

(2) 日中活動系サービス

生活介護は、利用者数、日数共におおむね計画どおりです。

就労移行支援の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

就労継続支援（A型）の利用者数はおおむね計画どおりですが、就労継続支援（B型）の利用者数は計画値を下回っています。

療養介護及び短期入所（医療型）の利用者数はおおむね計画どおりですが、短期入所（福祉型）の利用者数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
生活介護	人/月	264	267	270	260	265	259
	人日/月	5,400	5,450	5,500	5,291	5,366	5,316
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	20	20	20	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	2	2	1	1	0
	人日/月	40	40	40	6	1	0
就労移行支援	人/月	13	14	15	8	5	6
	人日/月	260	280	300	130	78	96
就労継続支援 (A型)	人/月	36	38	40	36	34	32
	人日/月	720	760	800	672	606	571
就労継続支援 (B型)	人/月	220	235	250	214	220	248
	人日/月	3,800	4,000	4,200	3,722	3,784	4,137
就労定着支援	人/月	0	0	1	1	3	6
療養介護	人/月	32	32	32	32	31	30
短期入所 (福祉型)	人/月	26	26	26	32	32	28
	人日/月	200	200	200	205	247	236
短期入所 (医療型)	人/月	6	6	6	5	6	2
	人日/月	40	40	40	39	45	13

(3) 居住系サービス

共同生活援助の利用者数は計画値を上回っていますが、施設入所支援の利用者数は計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	0	0	0
共同生活援助	人/月	95	95	95	95	100	104
施設入所支援	人/月	173	172	170	169	167	165

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
計画相談支援	人/月	117	119	121	120	128	177
地域移行支援	人/月	1	1	1	1	0	0
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

(5) 地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業については、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、排泄管理支援用具の件数は計画値を下回っていますが、情報・意思疎通支援用具の件数は増加しており、計画値を上回っています。

手話奉仕員養成研修事業の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

移動支援事業の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っていますが、日中一時支援事業の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値			
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	検討	有	有	無	無	無	
自発的活動支援事業	実施の有無	検討	有	有	無	無	有	
相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	5	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1	1	3	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	有	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人/年	500	500	500	585	587	450
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	10	10	10	4	4	1
	自立生活支援用具	件/年	12	12	12	10	8	7
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	4	7	7
	情報・意思疎通支援用具	件/年	15	15	15	21	32	28
	排泄管理支援用具	件/年	2,000	2,000	2,000	1,852	1,838	1,850
住宅改修費	件/年	3	3	3	4	3	2	
手話奉仕員養成研修事業	人/年	40	40	40	25	14	0	
移動支援事業	人/年	80	80	80	77	90	70	
	時間/年	700	700	700	582	662	600	
地域活動支援センター機能強化事業	I型	箇所	2	2	2	2	2	2
	II型	箇所	-	-	-	-	-	-
	III型	箇所	1	1	1	1	1	0
福祉ホーム事業	箇所	検討	検討	1	0	0	0	
	人/年	検討	検討	1	0	0	0	
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	人/年	6	6	6	6	6	4	
日中一時支援事業	箇所	11	11	11	11	11	11	
	人/年	80	80	80	75	61	25	
社会参加支援事業	箇所	2	2	2	2	2	1	
障害者虐待防止対策支援事業(弁護士等派遣要請)	件/年	1	1	1	1	1	0	

3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 障害児通所支援

児童発達支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

放課後等デイサービスは、利用者数、日数共におおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
児童発達支援	人/月	38	39	40	40	51	54
	人日/月	180	190	200	207	216	228
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	80	85	90	82	85	84
	人日/月	640	680	720	682	706	725
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	5	0	0	0
	人日/月	0	0	10	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	2	0	0	0
	人日/月	0	0	10	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター 配置人数	人/年	0	0	1	0	0	0

(2) 障害児相談支援

障害児相談支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
障害児相談支援	人/月	30	35	40	31	33	39

第2章 基本指針の見直しについて

国においては、令和2（2020）年1月に「社会保障審議会障害者部会」が開催され、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、同年5月に告示されました。

「基本指針見直しの主なポイント」として、地域における生活の維持及び継続の推進をはじめ「地域共生社会」の実現に向けた取組、発達障がい者等支援の一層の充実など、計画に加えるべき方向性が示されています。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画においては、この指針に基づいて成果目標を設定します。

【基本指針見直しの主なポイント】

基本指針	見直しのポイント
1 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。 ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。 ・ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。 ・ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。 ・ 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 ・ 発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・ 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 ・ 障害児入所支援における18歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 ・ 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

基本指針	見直しのポイント
7 障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。
8 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。
9 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制の充実強化 ・ 障害児通所支援体制の教育施策との連携

【成果目標（令和5年度末の目標）の見直しのポイント】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
 - ・ 施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新）
 - ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（平成30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
 - ・ 退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍、うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新）
 - ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新）
 - ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置
 - ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
 - ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
 - ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保
 - ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）

6 相談支援体制の充実・強化等

○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

第3章 成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5（2023）年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

■国の基本指針■

- （1）令和元（2019）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- （2）令和5（2023）年度末の施設入所者数を、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

■本市の目標■

（1）施設入所者の地域移行

- 令和元（2019）年度末時点の施設入所者数167人に対して、令和5（2023）年度末までに4人（2.4%）が地域で暮らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者数	167人	・令和元（2019）年度末時点の入所者数（A）
施設入所者の地域移行者数	4人	・令和5（2023）年度末までの地域移行者数（B）
地域生活移行率	2.4%	（B/A）

（2）施設入所者の削減

- 令和元（2019）年度末時点の施設入所者数167人に対して、令和5（2023）年度末までに施設入所者数を4人（2.4%）減らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者の削減数	4人	・令和5（2023）年度末時点での削減見込者数（C）
施設入所者の削減割合	2.4%	・令和元（2019）年度末時点の入所者数（A）からの削減割合（C/A）

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の基本指針■

- (1) 令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- (2) 令和5（2023）年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■本市の目標■

	令和5 (2023) 年度
(1) 令和5（2023）年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回/年）	1 回/年

3 福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針■

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】

- (1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- (2) 上記（1）のうち、就労移行支援事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- (3) 上記（1）のうち、就労継続支援A型事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.26倍以上を目指す。
- (4) 上記（1）のうち、就労継続支援B型事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.23倍以上を目指す。

■本市の目標■

- 令和5（2023）年度までに7人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和5（2023）年度に2人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型事業利用者から、令和5（2023）年度に1人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援B型事業利用者から、令和5（2023）年度に4人が一般就労することを目指します。

	令和元 (2019)年度	令和5 (2023)年度	移行割合 (国の指針)
(1) 一般就労への移行	4人	7人	1.75倍 (1.27倍)
(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人	2.00倍 (1.30倍)
(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	1人	— (1.26倍)
(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	3人	4人	1.33倍 (1.23倍)

■国の基本指針■

【就労定着支援事業に関する目標】

- (5) 令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- (6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率*が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

■本市の目標■

- 令和5（2023）年度までに一般就労に移行する7人のうち5人の就労定着支援利用者数を目指します。

	令和5 (2023)年度	移行割合 (国の指針)
(5) 就労定着支援事業の利用者数	5人	71.4% (70.0%)

	令和5 (2023)年度
(6) ①就労定着支援事業所の箇所数	1箇所
(6) ②上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所
(6) ③就労定着率8割以上の事業所の割合	100.0% (70.0%以上)

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、障がいの状況に合わせて入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。

■国の基本指針■

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (5) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (6) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (7) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■本市の目標■

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		7人	7人	7人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回
	評価	1回	1回	1回
(4) 精神障がい者の地域移行支援		1人	1人	1人
(5) 精神障がい者の地域定着支援		1人	1人	1人
(6) 精神障がい者の共同生活援助		20人	20人	20人
(7) 精神障がい者の自立生活援助		1人	1人	1人

5 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本指針■

- (1) 令和5（2023）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）
- (2) 令和5（2023）年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。（児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等）
- (3) 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）
- (4) 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）
- (5) 令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可）
- (6) 令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可）

■本市の目標■

		令和5 (2023) 年度
(1) 児童発達支援センターの設置数		1 箇所
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		1 箇所
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数		3 箇所
(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数		3 箇所
(5) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置		1 箇所
(6) 医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置人数	1 人
	配置場所	市

6 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針■

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

- (1) 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- (2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
 - ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。
 - ③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。

■本市の目標■

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
(2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	6件	6件
(2) ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
(2) ③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■国の基本指針■

令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- （1）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- （2）障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

■本市の目標■

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
（1）都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		4人	4人	4人
（2）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	—	—	有
	実施回数	—	—	1回

8 発達障がい者等に対する支援

■国の基本指針■

- （1）現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- （2）現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- （3）現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■本市の目標■

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
（1）ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		20人	20人	20人
（2）ペアレントメンターの人数		3人	3人	3人
（3）ピアサポートの活動への参加人数		20人	20人	20人

第4章 障害福祉サービスの見込量と確保方策

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第5期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	人/月	195	217	209	215	215	215
	時間/月	3,622	3,690	3,604	3,700	3,700	3,700
重度訪問介護	人/月	2	2	2	2	2	2
	時間/月	443	621	696	800	800	800
同行援護	人/月	21	25	22	25	25	25
	時間/月	253	249	169	250	250	250
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合 計	人/月	218	244	233	242	242	242
	時間数/月	4,318	4,560	4,469	4,750	4,750	4,750

注：令和2(2020)年度は11月末日現在の実績値(以下同様)

確保の方策

- サービス提供事業者への情報提供や新規参入の働きかけなどを通じて、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援については、市内に事業所がないことから、利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	人/月	260	265	259	265	265	265
	人日/月	5,291	5,366	5,316	5,350	5,350	5,350
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	0	0	0	0
	人日/月	6	1	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	8	5	6	10	10	10
	人日/月	130	78	96	150	150	150
就労継続支援 (A型)	人/月	36	34	32	34	34	34
	人日/月	672	606	571	600	600	600
就労継続支援 (B型)	人/月	214	220	248	250	250	250
	人日/月	3,722	3,784	4,137	4,200	4,200	4,200
就労定着支援	人/月	1	3	6	5	5	5
療養介護	人/月	32	31	30	31	31	31
短期入所 (福祉型)	人/月	32	32	28	35	35	35
	人日/月	205	247	236	250	250	250
短期入所 (医療型)	人/月	5	6	2	5	5	5
	人日/月	39	45	13	45	45	45

確保の方策

- 身近な地域でニーズに応じた日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 短期入所については、緊急時の対応強化の面からも、サービス提供体制の強化に向けて、事業者との調整や新規参入の掘り起こしに努めます。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居住系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	95	100	104	105	105	105
施設入所支援	人/月	169	167	165	163	163	163

確保の方策

- 共同生活援助については、利用意向のある人に情報提供を行うとともに、施設整備等についての支援制度を周知し、新たな事業者の参入を促進できるように努めます。
- 施設入所支援については、地域移行が可能な施設入所者に対して、積極的に地域移行につながるよう支援するとともに、利用意向のある人に適切に情報提供を行うように努めます。
- 自立生活援助については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

4 相談支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	人/月	120	128	177	180	185	190
地域移行支援	人/月	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

確保の方策

- 一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるように努めます。

5 地域生活支援事業

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量			
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有	
相談支援事業	相談支援事業	箇所	5	5	5	5	5	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	3	1	3	3	3	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用者数	人/年	585	587	450	550	550	550
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	4	4	1	3	3	3
	自立生活支援用具	件/年	10	8	7	8	8	8
	在宅療養等支援用具	件/年	4	7	7	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	件/年	21	32	28	27	27	27
	排泄管理支援用具	件/年	1,852	1,838	1,850	1,850	1,850	1,850
	住宅改修費	件/年	4	3	2	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	25	14	0	20	20	20	
移動支援事業	人/年	77	90	70	80	80	80	
	時間/年	582	662	600	620	620	620	
地域活動支援センター機能強化事業	I型	箇所	2	2	2	2	2	2
	II型	箇所	0	0	0	0	0	0
	III型	箇所	1	1	0	0	0	0
福祉ホーム事業	箇所	0	0	0	0	0	0	
	人/年	0	0	0	0	0	0	
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1	1	1	1	
	人/年	6	6	4	4	4	4	
日中一時支援事業	箇所	11	11	11	11	11	11	
	人/年	75	61	25	55	55	55	
社会参加支援事業	箇所	2	2	1	1	1	1	
障害者虐待防止対策支援事業(弁護士等派遣要請)	件/年	1	1	0	1	1	1	

確保の方策

○関係機関やサービス提供事業所等と連携し、ニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保に努めます。

第5章 障害児福祉サービスの見込量と確保方策

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい児を取り巻く現状の変化や第1期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

1 障害児通所支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援	人/月	40	51	54	55	55	55
	人日/月	207	216	228	250	250	250
医療型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	82	85	84	90	90	90
	人日/月	682	706	725	750	750	750
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	4
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児調整 コーディネーター 配置人数	人/年	0	0	0	0	0	1

確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、身近な地域でニーズに応じたサービスを提供できるよう、サービス提供事業者と連携し、提供体制の確保に努めます。
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの設置と併せて提供体制の整備について検討を進めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、市内に事業所がないことから利用意向のある人に対応できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。
- 医療的ケア児に対するコーディネーターについては、医療的ケア児支援の協議の場の設置と併せて相談支援事業所等と連携し、保健、医療、福祉その他の各関連分野との連絡調整を行う人材の確保に努めます。

2 障害児相談支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
障害児相談支援	人/月	31	33	39	45	45	45

確保の方策

- 一人一人に応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や新たな事業者の参入を促進できるように努めます。

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

障がい者福祉にかかる様々な取組を推進するためには、障がい者に寄り添いながら、そのニーズの積極的な把握に努め、伴走体制で支援する体制づくりが不可欠です。そのため、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の強化を図るとともに、関係機関との連携を強化し、障がい者や支援者からの「現場の声」を施策に反映させる取組を推進します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止施策に取り組みます。

1 庁内連携体制の強化

障がい者福祉にかかる取組は、障害福祉サービスの適切な提供のみならず、障がいの理解促進、周知、啓発に加え、労働、教育、保健、まちづくりなど庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の強化を図ります。

2 関係機関との連携の強化

本計画の推進に当たっては、庁内関係部署のみならず、社会福祉協議会やサービス提供事業所、民生委員児童委員や自治会、企業、保健医療機関、住民ボランティア等関係機関との連携を強化し、地域における障がい者支援体制の強化を図りながら、取組を推進します。また、医療機関や教育機関、就労関係、施設関係、市民、組織の関係者等様々な分野からの参画により構成される「障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会」及び「宇和島市地域自立支援協議会」において、本計画の進捗状況の報告及び障がい者福祉の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、連携しながら取組への反映に努めます。

3 感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大は、ヘルパーの訪問制限や通所サービス等の利用自粛、作業収入の減少に伴う工賃の支払いが困難になるなど、障がい者の生活にも大きな影響が及んでいます。今後は、障がい者やその家族等におけるそれらの影響の把握に努め、新しい生活様式における障害福祉サービス提供体制の在り方やリスクへの対策など、国や県の方針をはじめ、サービス提供者との連携により、感染症の拡大防止を視野に入れたきめ細かな支援に努めます。

第2章 計画の周知及び点検・評価

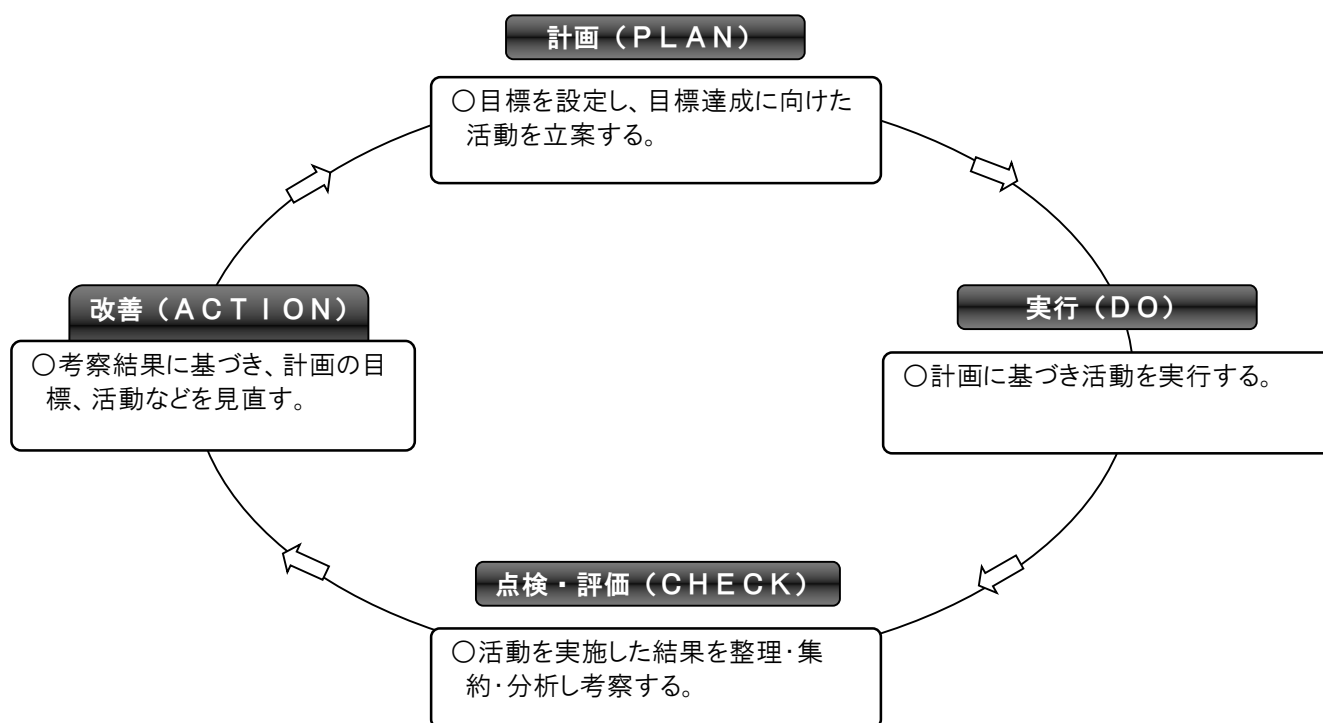
年度ごとに本計画に基づく取組の進捗状況及び障害福祉サービス等の提供状況等について検討委員会で評価を行い、効果的な事業の推進を図るとともに、必要に応じて計画の修正を行います。また、計画の内容や評価結果について広く周知に取り組みます。

1 計画の周知

本計画は、障がい者、サービス提供事業所、関係機関や関係団体等と行政との連携と協働による推進が重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を公表していくことで、広く周知を図ります。

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。



資料編

1 宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）検討委員会委員名簿

	所属・役職等	氏名(敬称略)	区分等
1	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら管理者	青嶋 由貴	学識経験者・有識者等
2	公益財団法人正光会 地域活動支援センター柿の木施設長	内山 和志	学識経験者・有識者等
3	社会福祉法人旭川荘南愛媛療育センター 発達障がい者地域支援マネジャー	小林 正昭	学識経験者・有識者等
4	津島町みどりの会副会長	家田 充博	社会福祉関係団体等の代表者
5	宇和島市肢体障害者協会会長 (宇和島市障害者協議会副会長)	川崎 健二	社会福祉関係団体等の代表者
6	社会福祉法人八つ鹿会 八つ鹿工房施設長	桑原 秀樹	社会福祉関係団体等の代表者
7	宇和島市手をつなぐ育成会会長	谷田 典弘	社会福祉関係団体等の代表者
8	社会福祉法人はまゆう会理事長	中村 伸好	社会福祉関係団体等の代表者
9	社会福祉法人宇和島福祉協会 豊正園施設長	平野 富希子	社会福祉関係団体等の代表者
10	なんよエリア視覚障がい者協会会長 (宇和島市障害者協議会副会長)	松浦 常子	社会福祉関係団体等の代表者
11	社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会 総務課長兼地域福祉課長	山本 裕子	社会福祉関係団体等の代表者
12	宇和島市保健福祉部長	伊手 博志	関係行政機関等の職員

2 宇和島市障害者計画検討委員会設置要綱

平成19年2月2日
要綱第2号

(設置)

第1条 宇和島市障害者計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害者計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害者計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則（平成27年3月1日要綱第4号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第53号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日要綱第15号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 宇和島市障害福祉計画検討委員会設置要綱

平成18年4月7日
要綱第24号

(設置)

第1条 宇和島市障害福祉計画の策定、評価及び改善に係る検討を行うため、宇和島市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 宇和島市障害福祉計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) 宇和島市障害福祉計画の評価及び改善に係る検討に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者、有識者等
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 前項に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から第1条の規定による設置目的が達成されたときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

附 則（平成27年3月1日要綱第5号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月1日要綱第80号）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第54号）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日要綱第13号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4 策定経過

期日	項目	内容
令和2(2020)年 8月～9月	アンケート調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査の実施 ・関係団体等ヒアリング調査の実施
令和2(2020)年 12月28日(月)	第1回 宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要について ・宇和島市の現状について ・アンケート調査等の結果について ・計画素案について
令和3(2021)年 1月26日(火)	第2回 宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画素案について ・パブリックコメントの実施について
令和3(2021)年 2月1日(月) ～2月17日(水)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画の計画案について
令和3(2021)年 3月1日(月)	第3回 宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画の計画案について

5 用語解説

用語	説明
【あ行】	
一般就労と福祉的就労	「一般就労」とは、企業などに就職し労働契約を結んで働く就労形態のこと。「福祉的就労」とは、就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のこと。福祉的就労には、一般就労に向け訓練をする「就労移行支援」や施設で賃金や工賃を得ながら働く「就労継続支援（A型・B型）」などがある。
医療的ケア	鼻などから管を通し栄養剤を送る経管栄養やたんの吸引など、医師の指導の下に医療的介助を行うこと。また、医療的ケア児とは、日常生活を行う上で医療的ケアを必要とする18歳までの児童のこと。
インクルーシブ教育	「インクルーシブ」とは全てのものを包容するという意味があり、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、お互いに尊重し、支え合いながら学ぶことができる教育の仕組みのこと。障がいの有無にかかわらず、初等中等教育の機会が与えられることや障がいのある子どもに対する配慮が必要とされている。
【か行】	
基幹相談支援センター	障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。
【さ行】	
児童福祉法	子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、全ての児童が福祉を等しく保障される権利や支援を定めた法律のこと。障がい児の福祉サービスや基本的な考え方などを定めている。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加を支援するための施策について、国及び地方公共団体の責務を規定し、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律のこと。
障害者虐待防止センター	障がい者虐待の早期発見、早期対応をするため、虐待に関する通報、届出の受理をはじめ、相談、助言などを行う機関のこと。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をいう。行政機関等や事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示をしたときは、必要で合理的な配慮を行うことを定めている。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業的自立を実現するため、就業面と生活面において一体的な相談・支援を行う施設のこと。障がい者に対しては、就業に伴う生活の相談、基礎訓練、就職に向けた支援などを、また事業主に対しては、障がい者雇用についての相談支援などを行っている。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」をいう。地域社会における共生の実現に向けて、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律のこと。
障害者相談員	障がい者やその家族に対し、生活上での様々な相談に応じ、各種サービス活用への助言や関係機関との連絡・調整を行う。
情報アクセシビリティ	「アクセシビリティ」とは利用のしやすさという意味があり、障がいの有無にかかわらず、パソコンや携帯電話などをはじめとする多様な手段によって、円滑に情報の入手ができること、又はその手段を円滑に利用できること。
身体障害者手帳	身体上の障がいのある人に対して自治体が交付する手帳。手帳には、障がいの種別や等級が表示されている。

用語	説明
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する病気のこと。糖尿病、脂質異常症、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などが含まれる。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの等級が表示されている。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により物事の判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人などがその人の権利や財産を守る制度のこと。
【た行】	
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら、一人一人が生きがいや役割を持って活躍できる社会のこと。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて実施する事業のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。
【な行】	
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。
【は行】	
発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがあることの総称のこと。通常低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)、チック障がい、吃音(症)などに分類される。
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去するという考え方のこと。
ピアカウンセリング	「ピア」とは仲間や同僚という意味があり、障がい者が自らの体験に基づいて、他の障がい者の悩みなどを聞く取組のこと。
ピアサポーター	「ピア」とは仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として問題の解決等を支援する活動のことを「ピアサポート」といい、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」という。
避難行動要支援者	災害発生時に、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など、避難等に支援を必要とする人のこと。
福祉避難所	障がい者支援施設や特別養護老人ホーム等、大規模な災害が発生した際に、高齢者や障がい者などが安心して避難できるように開設される避難所のこと。

用語	説明
ペアレントトレーニング	障がいがある子どもに専門家が直接支援するのではなく、親が支援者的な役割を担うことができるように親に対して専門家が行う支援のこと。
ペアレントプログラム	保護者が子どもとのより良い関わり方を学び、子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援するグループによるプログラムのこと。
ペアレントメンター	「メンター」とは信頼のおける相談相手という意味があり、発達障がいの子どもの育てた親が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から同じ悩みを抱える親などに対し相談や助言を行う人のことを「ペアレントメンター」という。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように製品、環境、建物、空間などをデザインする考え方のこと。
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の一つで、話されている内容を要約し、文字にして伝えること。
【ら行】	
療育	「療」は医療・治療、「育」は教育を意味しており、障がいのある児童等に対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、社会的に自立して生活できるように支援すること。
療育手帳	知的障がいのある人に対して自治体が交付する手帳のこと。手帳には、障がいの程度等が表示されている。

宇和島市障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）

発行年月／令和3（2021）年3月

発 行／愛媛県宇和島市

編 集／宇和島市保健福祉部福祉課障害福祉係
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

電 話（0895）49-7016

FAX（0895）24-1160

E-Mail／fukushi@city.uwajima.lg.jp
